

出雲市緊急事態等対処計画

平成27年(2015)6月

出雲市

危機事案別 関係機関一覧表

計画	分類	出雲市対策本部 市担当部・支所など 総合窓口 総務部 防災安全課	関係行政機関等	事業者	地域活動団体
国民保護計画	武力攻撃 大規模テロ	全部局・全支所	陸上自衛隊出雲駐屯地 境海上保安部 松江国道事務所出雲維持出張所 島根県庁 防災部危機管理課 県東部県民センター出雲事務所 県出雲県土整備事務所 島根県警察本部 県出雲警察署 出雲保健所 隣接市町 島根大学医学部付属病院 県立中央病院	JR西日本出雲市駅・一畑電車 出雲ケーブルビジョン ひらたCATV・エフエムいずも NTT西日本島根支店 中国電力・出雲ガス・出雲医師会 島根県看護協会・島根県薬剤師協会 日本赤十字社島根県支部 日本郵便株式会社出雲郵便局 JFLまね・島根県トラック協会出雲支部 出雲市建設業協会 島根県電気工事工業組合出雲支部 出雲市社会福祉協議会 市内医療機関・各報道機関	地区対策本部(地区コミセン) 自主防災組織 出雲市総合ボランティアセンター 出雲市連合婦人会 出雲地区女性防火クラブ 地区社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会
	テロ事件	全部局・全支所	陸上自衛隊出雲駐屯地 境海上保安部 松江国道事務所出雲維持出張所 県出雲警察署 県東部県民センター出雲事務所 県出雲県土整備事務所 出雲保健所 島根大学医学部付属病院 県立中央病院	JR西日本出雲市駅・一畑電車 出雲ケーブルビジョン ひらたCATV・エフエムいずも 鉄道事業者・NTT西日本島根支店 中国電力・出雲ガス 出雲医師会・島根県薬剤師協会 日本赤十字社島根県支部 日本郵便株式会社出雲郵便局 JFLまね・出雲市社会福祉協議会 市内医療機関 各報道機関・市内商業施設管理者	地区対策本部(地区コミセン) 自主防災組織 地区社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会
教育施設における事件	県出雲警察署 県東部県民センター出雲事務所 県教育委員会 島根大学医学部付属病院 県立中央病院		出雲医師会 島根県薬剤師協会 教育、保育施設事業者 市内医療機関	地区対策本部(地区コミセン) 出雲地区交通防犯協会 民間パトロール隊 青色回転灯パトロール隊 地域防犯活動団体 民生委員児童委員協議会 小・中学校PTA・自治会・町内会	
バスジャック	島根県警察本部 県出雲警察署		市内医療機関 出雲医師会・島根県薬剤師協会 バス運行事業者 島根県旅客自動車協会		
SARS	県東部県民センター出雲事務所 県出雲保健所 県教育委員会 島根大学医学部付属病院 県立中央病院		出雲医師会・島根県看護協会 島根県薬剤師協会 市内医療機関 出雲市社会福祉協議会 商工会議所、商工会・市内事業所	地区対策本部(地区コミセン)	
新型 インフルエンザ	陸上自衛隊出雲駐屯地 境海上保安部 県東部県民センター出雲事務所 県出雲保健所 県教育委員会 島根大学医学部付属病院 県立中央病院		JALまね斐川地区本部 出雲医師会・島根県看護協会 島根県薬剤師協会 島根県獣医師会 市内医療機関 出雲市社会福祉協議会 商工会議所、商工会・市内事業所	地区対策本部(地区コミセン)	
家畜伝染病	県出雲保健所 県東部農林振興センター出雲事務所		JALまね斐川地区本部 島根県獣医師会・市内畜産業者	地区対策本部(地区コミセン)	
食中毒	市長及び支所長が指定する部局		県東部県民センター出雲事務所 県出雲保健所	島根県旅館生活衛生同業組合 市内調理業者・社会福祉協議会 食品小売業者・商工会議所、商工会	地区対策本部(地区コミセン) 食のボランティア連絡協議会 県食品衛生協会出雲支所
毒物、劇物など による健康被害	全部局・全支所		県東部県民センター出雲事務所 県出雲保健所 島根大学医学部付属病院 県立中央病院	出雲医師会 島根県看護協会 島根県薬剤師協会 市内医療機関	地区対策本部(地区コミセン)
危険動物逸走 有害昆虫	副市長及び支所長が指定する部局		県出雲警察署 県出雲保健所	JALまね斐川地区本部 出雲地区森林組合 島根県猟友会出雲簸川支部	地区対策本部(地区コミセン) 民間パトロール隊 自治会・町内会
環境汚染	全部局・全支所		県出雲保健所 県宍道湖流域下水道管理事務所 西部支所 県東部農林振興センター	JALまね斐川地区本部 JFLまね 出雲地区森林組合 関係営利事業者	美化サポートクラブ 出雲地域ボイ捨て禁止推進協議会 環境保全連合会 環境教育等のボランティア団体 地区対策本部(地区コミセン) 自治会・町内会
大規模 広域断水	全部局・全支所	陸上自衛隊出雲駐屯地 隣接市町	出雲市管工事事業協同組合 給水車所有者 島根県トラック協会出雲支部 出雲地区生コンクリート協同組合	地区対策本部(地区コミセン)	
大規模 広域停電	副市長及び支所長が指定する部局	県東部県民センター出雲事務所	中国電力 島根県電気工事工業組合出雲支部	地区対策本部(地区コミセン)	
原子力災害	全部局・全支所	陸上自衛隊出雲駐屯地 境海上保安部・出雲河川事務所 松江国道事務所出雲維持出張所 松江地方気象台・県出雲警察署 県東部県民センター出雲事務所 県出雲県土整備事務所 県東部農林振興センター出雲事務所 県出雲保健所・県松江水産事務所 島根大学医学部付属病院 県立中央病院	出雲ケーブルビジョン・ひらたCATV エフエムいずも 中国電力・出雲医師会 島根県看護協会・島根県薬剤師協会 日本赤十字社島根県支部・JFLまね 島根県トラック協会出雲支部 出雲市社会福祉協議会 市内医療機関・各報道機関 市内米穀販売・製パン業者 市内食品小売業者	地区災害対策本部(地区コミセン) 自主防災組織 地区社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 災害ボランティアセンター 自治会・町内会	

出雲市緊急事態等対処計画目次

第1部 総則	2-1
第1章 計画の方針	2-1
第1節 緊急事態等対処計画の方針.....	2-1
第2節 事件等の緊急事態対策の基本的課題.....	2-3
第2章 想定する事件等の緊急事態	2-4
第1節 想定する事件等の緊急事態.....	2-4
第2節 想定する事件等の緊急事態の種別.....	2-4
第3節 細部計画の策定.....	2-4
第3章 市が行うべき対策と業務	2-5
第2部 事前対策	2-6
第1章 予防対策	2-6
第1節 調査・研究の取り組み.....	2-6
第2節 職員への研修.....	2-6
第3節 市民への情報提供（知識の普及）.....	2-6
第4節 訓練の実施.....	2-7
第2章 事件等の緊急事態体制の整備	2-7
第1節 情報受伝達手段の確保.....	2-7
第2節 情報連絡資機材の点検・整備.....	2-8
第3節 救助・救急体制の強化.....	2-8
第3章 組織体制の強化推進	2-9
第1節 初動体制の強化.....	2-9
第2節 事件等の緊急事態組織体制の種類.....	2-11
第3節 配備・動員計画の策定.....	2-13
第4節 関係機関等との連携強化.....	2-14
第3部 緊急対策	2-16
第1章 緊急活動体制	2-16
第1節 緊急活動体制の概要.....	2-16
第2節 注意体制の早期確立.....	2-16
第3節 準備体制の確立.....	2-17
第4節 警戒本部.....	2-18
第5節 対策本部.....	2-21
第6節 組織及び事務分掌.....	2-27
第2章 配備・動員計画	2-43
第1節 配備体制.....	2-43
第3章 情報の収集と伝達	2-44

第1節	情報受伝達方針	2-44
第2節	情報受伝達体制	2-45
第3節	情報の収集、報告及び記録	2-47
第4節	情報混乱防止活動	2-48
第5節	広報、報道及び広聴	2-49
第4章	消防活動計画	2-51
第5章	救援救護計画	2-51
第1節	医療救護活動の基本	2-51
第2節	医療救護班の編成と配置	2-52
第3節	仮設救護所の設置	2-53
第4節	医療救護活動	2-53
第5節	医療器具、医薬品等の備蓄	2-54
第6節	行方不明者の救出と遺体の取扱い	2-54
第7節	関係機関等との相互連携	2-56
第6章	避難と受入れ	2-61
第1節	避難計画	2-61
第2節	被災者の受入れ	2-63
第7章	公共施設における対策	2-64
第1節	基本的事項	2-65
第2節	緊急活動	2-65
第3節	施設等が避難施設に指定された場合の対応	2-66
第4部	事後対策	2-67
第1章	市民生活の安定	2-67
第1節	情報の提供	2-67
第2節	被害者等への支援	2-67
第2章	検証	2-68
第1節	記録・分析	2-68
第2節	再発防止策	2-68
第3節	計画等の見直しと改訂	2-68
第5部	事件等の緊急事態事案別対応計画	2-69
第1章	テロ事件対策	2-69
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-69
第2節	事前対策	2-69
第3節	施設の警戒	2-70
第4節	緊急対策	2-71
第2章	教育施設における事件対策	2-79
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-79

第2節	出雲市立学校への不審者侵入対策	2-79
第3節	出雲市内の私立学校で不審者侵入事件等が発生した場合の対応	2-84
第3章	公共交通機関における事件対策	2-84
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-84
第2節	市運営バスのバスジャック事件対策	2-84
第3節	民営バスのバスジャック事件対策	2-88
第4章	感染症対策	2-91
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-91
第2節	SARS 対策	2-91
第3節	新型インフルエンザ等対策	2-94
第5章	家畜伝染病対策	2-109
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-109
第2節	高病原性鳥インフルエンザ対策	2-109
第3節	口蹄疫対策	2-109
第6章	食中毒対策	2-109
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-109
第2節	事前対策	2-110
第3節	緊急対策	2-110
第4節	事後対策	2-112
第7章	毒物・劇物などによる健康被害対策	2-112
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-112
第2節	水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策	2-113
第8章	危険動物・有害昆虫などの対策	2-116
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-116
第2節	民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策	2-116
第9章	その他の対策	2-117
第1節	想定する事件等の緊急事態	2-117

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 緊急事態等対処計画の方針

第1 計画の目的

出雲市緊急事態等対処計画（以下「本計画」という。）は、出雲市危機管理指針（平成22年4月1日策定。以下「指針」という。）に基づきテロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機で、市民生活においてあらゆる脅威等によって発生する緊急事態（以下「事件等」という。）に対処するため、市及び警察、自衛隊等の関係行政機関が有する全機能を最大限に発揮して、出雲市における事件等の緊急事態への事前対策、緊急対策、事後対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

第2 計画の策定方針

本計画は、次の方針により策定する。

1. 市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等及び市の事件等の緊急事態における相互の役割を明確にする。
2. 緊急事態対策本部等の組織体制を明確にし「行政の対応力」を強化する。
3. 市民、地域活動団体、事業者、関係行政機関等や事件等の緊急事態に関係する各種団体等との連携を強化する。
4. 指揮命令系統及び事前対策、緊急対策、事後対策の実施責任を明確にする。
5. 緊急対策時における、主たる所管部局及び支所並びに所管業務を明確にする。
6. 近年の事例を踏まえ、必要な対応を計画としてまとめる。
7. 緊急事態発生時の基本計画として活用できるよう、各部局及び支所の具体的な対処計画をまとめる。

第3 計画の構成及び内容

本計画は、事件等の緊急事態に対し、総合的かつ基本的な事項を定めるものであり、各部局及び支所の対応の基本的な体系を示した構成になっている。なお、各部局及び支所の所管業務に関係して想定される事件等の緊急事態の事案ごとの対応は 細部の諸活動については所管する各部局及び支所において細部計画（以下「細部計画」という。）を策定し対処する。構成及び内容は、次のとおりとする。

＜本計画の構成、主な内容＞

第1部 総 則

緊急事態等対処計画の目的、方針、実施に関すること、及び本市において発生が懸念

される事件等の緊急事態の想定等

第2部 事前対策

事件等の緊急事態発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、日ごろから実施する対策

第3部 緊急対策

事件等の緊急事態発生から緊急対策が終了するまでの、各部局及び支所及び関係行政機関等が行う緊急対策及び対応等

第4部 事後対策

緊急対策終了後の復興までの被害者等への支援等、及び再発防止策と緊急対策に係わる検証等

第5部 事件等の緊急事態種別対応計画

事件等の緊急事態の種別に応じた事前対策及び緊急対策等

1. テロ事件対策
2. 教育施設における事件対策
3. 公共交通機関における事件対策
4. 感染症対策
5. 家畜伝染病対策
6. 食中毒対策
7. 毒物・劇物などによる健康被害対策
8. 危険動物・有害昆虫などの対策
9. その他の対策

第4 計画の修正

本計画は、指針第6章の出雲市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）において必要があると認める場合は、その都度修正する。

第5 他の計画との関係

本計画は、出雲市地域防災計画及び出雲市国民保護計画との関連性を有する。

第6 計画の習熟

各部局及び支所等は、出雲市緊急事態等対処計画及びこの計画に関連する細部計画等の策定・共通認識・習熟等に努めるとともに、日ごろから事件等の緊急事態に関する調査・研究、研修、訓練等を行い、危機対応能力を高める。

また、本市における危機管理の総合的な推進を図るため、事件等の緊急事態の種別ごとの対処計画のうち必要があると認める計画については市民への周知徹底を図る。

第2節 事件等の緊急事態対策の基本的課題

近年の社会の発展は著しく、都市化、過疎化、情報化、高齢化、国際化などの進展により、事件等の緊急事態の発生要因及びその態様が複雑になっている。これら事件等の緊急事態に備え、次の対策を推進する。

第1 新たな危機発生要因等に対する研究

科学技術の発展による情報化社会の進展等により、これまで予想しなかった事件等の緊急事態の発生や危険要因の増大している。

今後関係機関等との連携を図り、事件等の緊急事態対策に関する調査・研究を進める。

第2 情報収集伝達体制の整備・強化

1. 市民、関係機関、施設管理者等との連携強化

多様な事件等の緊急事態に迅速かつ的確に対処するため、被害の状況や原因把握など、発生初期における情報を早期に収集する。

このため、平常時から、事件等の緊急事態発生時を踏まえた市民、地域活動団体、関係機関等との情報収集伝達体制を整備し、この計画に反映していく。

2. インターネット等の活用

事件等の緊急事態発生時には、防災行政無線等に加え、ホームページや緊急速報メール、電子メール、ケーブルテレビ、FM放送、デジタル放送、SNS（フェイスブック・ツイッター等）など、多様な情報収集伝達手段を活用するための環境整備を推進する。

第3 防災基盤の活用

事件等の緊急事態対策を進めるため、防災対策及び新型インフルエンザ対策により整備した防災情報基盤網、備蓄物資、避難所、災害時協定等を、事件等の緊急事態発生時にも効果的に活用する。

第4 応援体制の確立

大規模な事件等の緊急事態に迅速に対応するため、県や他市等との連携を深め、的確な情報の収集や応援体制の確立を図る。

第5 計画的な対策の推進

この計画に基づく対策を計画的に進め、危機管理の強化を図る。

第2章 想定する事件等の緊急事態

第1節 想定する事件等の緊急事態

この計画で想定する事件等の緊急事態は、テロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急処理事態以外の危機で、その危機が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいう。

第2節 想定する事件等の緊急事態の種別

第1 事件等の緊急事態の事案別対応計画の策定

テロ、SARS、新型インフルエンザ、大規模広域断水、大規模広域停電等の事件等の緊急事態を想定し、それぞれの事案ごとに主たる所管部局及び支所を定め、防災安全管理監及び関係する部局並びに支所が協議し、事件等の緊急事態事案別対応計画を策定する。

また、この計画に想定していない緊急事態が発生した場合には、本計画の規定を準用して対処するとともに、緊急事態収拾後に検証を行ったうえで新たに対応計画を策定し本計画の想定に追加する。

〔事案別対応計画を策定する事件等の緊急事態〕

1. テロ事件対策（大規模なテロは、出雲市国民保護計画による）
2. 教育施設における事件対策（学校など）
3. 公共交通機関における事件対策（バスジャックなど）
4. 感染症対策（SARS、新型インフルエンザなど）
5. 家畜伝染病対策（口蹄疫高病原性鳥インフルエンザなど）
6. 食中毒対策（食中毒など）
7. 毒物・劇物などによる健康被害対策（飲料水、毒物・劇物、医薬品など）
8. 危険動物・有害昆虫などの対策（危険動物の逸走、有害昆虫の発生など）
9. その他の対策（大規模広域断水、大規模広域停電、環境汚染など）

第2 所管部局が複数該当する場合

所管部局及び支所が複数該当する事件等の緊急事態については、事前に防災安全管理監及び当該部局並びに支所間で事前に協議し、主たる所管部局及び支所を定める。

また、主たる所管部局及び支所が明確でない場合は、副市長と防災安全管理監が調整を行い主たる所管部局及び支所を決定する。

第3節 細部計画の策定

本計画を円滑に実施するため、各部局及び支所は、事案別対応計画に基づく活動を行う

ために必要な事項を細部計画として策定する。

第3章 市が行うべき対策と業務

本市が事件等の緊急事態に対応して、事前対策、緊急対策、事後対策時において行う業務は、次のとおりとする。

1. 事件等の緊急事態に関する組織の整備
2. 事件等の緊急事態に関する調査及び研究
3. 防災に関して整備した施設及び設備の活用
4. 防災に関して整備した物資及び資材の活用
5. 危機管理知識の普及と研修及び訓練の実施
6. 避難の勧告、指示又は誘導
7. 情報の収集、伝達及び被害等の調査
8. 被害者に対する救助及び救護活動
9. 保健衛生対策
10. 広報及び広聴などの実施
11. その他事件等の緊急事態の発生の予防・防止又は拡大防止対策

第2部 事前対策

第1章 予防対策

第1節 調査・研究の取り組み

事件等の緊急事態には様々な事案があり、その事案に即した専門的な調査・研究は予防対策等の活動に不可欠である。各所管部局及び支所は、事案ごとに必要な資料の収集及び研究に積極的に取り組む。

第2節 職員への研修

研修等あらゆる機会に、事件等の緊急事態に関する基礎知識の周知徹底を図るとともに、所管する事件等の緊急事態への対応力向上に努める。

第3節 市民への情報提供（知識の普及）

○事件等の緊急事態に備える調査・研究の成果

市民に、事件等の緊急事態に備える調査・研究の成果を効果的に情報提供し、市民への危機管理知識の普及・啓発に努める。

○訓練による普及

各種訓練の実施を通じ、職員の事件等の緊急事態に関する知識及び技能の習得を図るとともに、住民参加型訓練を積極的に取り入れ、住民に対する危機管理知識の普及に努める。

○印刷物による普及

1. 「広報いずも」等による。
2. 危機管理に関するパンフレットの作成・配布

○インターネット等による普及

1. ホームページ・いずも防災メールによる情報提供
2. SNS（フェイスブック、ツイッター等）による情報提供

○報道機関による普及

1. 各新聞社に対し危機管理資料を提供し、報道による普及・協力を依頼
2. 山陰中央新報、島根日日新聞の本市契約欄を利用
3. ラジオ及びテレビ等の利用

○講習会による普及

1. 各部局及び支所が行う地域住民向け各種危機管理の講習会等
2. 各種団体及び関係者等を対象とする講習会等

第4節 訓練の実施

訓練は、実際に事件等の緊急事態が発生した場合に備え不可欠である。各部局及び支所は、いざという時に備えて積極的に訓練を実施する。

第2章 事件等の緊急事態体制の整備

第1節 情報受伝達手段の確保

市では、防災を中心とした防災情報通信基盤網の整備を進めている。事件等の緊急事態に対する情報受伝達においてもこれらの情報システムや資機材を最大限に活用して、情報受伝達手段を確保するとともに、通信機器の機能停止など、最悪の状況を想定した情報受伝達手段についても対策を進める。

第1 庁内情報受伝達

出雲市防災情報は、庁内内部情報系システム等を活用して、迅速、的確に危機管理情報の受伝達を行う。

第2 防災行政用無線網

危機発生時には、一斉通報等によって迅速・的確な情報の収集、伝達を行う。なお、防災行政用無線網は新たに整備更新を進めている。

第3 コミュニティFM

エフエムいずもの通常放送時であっても、協定に基づき必要に応じて割り込み放送により、情報伝達を行う。

第4 携帯電話

携帯電話を情報受伝達機器としても利用する。

第5 その他の受伝達手段

CATV・情報いずも・ご縁ネット・アマチュア無線・SNS（フェイスブック・ツイッター）・緊急速報メール・いずも防災メール等を活用し情報伝達を行う。

第5 緊急連絡通報網

事件等の緊急事態対策本部等を設置するため、関係職員の動員参集や必要な情報など危機関連情報を、関係職員へ伝達し、情報の共有化を図ることを目的に緊急連絡通報網（電話、携帯電話、電子メール等）による情報伝達を実施する。

○緊急連絡通報網の概要

対策本部等の設置が必要となった場合、あらかじめ定めた緊急連絡通報網により、動員参集を行う。

対象者：市長・副市長・教育長・防災安全管理監・防災安全課長・関係各部局長及び支所長並びに関係課緊急対策チーム員等

連絡内容：事件等の緊急事態に関する情報（注）

※災害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に関する情報も連絡する。

第2節 情報連絡資機材の点検・整備

所管する各部局及び支所は、情報連絡資機材の点検・整備などを実施し、緊急時に有効に活用できるようにする。点検により故障・不備があった場合、早急な整備を実施する。

第3節 救助・救急体制の強化

第1 医療機関との協議

所管する関係各部局及び支所は、救助・救急活動を適正・迅速に行うため、医療関係機関と緊密な連携を図り、あらかじめ事件等の緊急事態発生時における医療機関等における役割分担は連携体制等を明確にする。

第2 関係機関との協議

所管する関係部局及び支所は、事件等の緊急事態発生時における総合的な現場活動体制が取れるよう、消防本部、警察、県、自衛隊、海上保安庁、その他関係機関と緊密な連携を図り、あらかじめ必要な事項について協議・確認する。

第3 救助・救急用資機材の調達及び整備

所管する各部局及び支所は、過去における事件等の緊急事態発生の教訓と将来発生が予想される事件等の緊急事態に備え、活動に必要な救助・救急用資機材を逐次整備し、機動力の充実と的確な医療、診療体制の確保に努める。

◎救急活動上必要な事項

1. 事件等の緊急事態発生時における情報の受伝達
2. 医療機関の收容能力及び受入れ並びに手術体制
3. 医療救護班の編成及び現場派遣方法
4. 收容医療機関及び現場応援のための医師及び看護師の派遣・動員計画
5. 現場で必要な救急医療薬品及び医療資機材の備蓄、調達並びに輸送の方法
6. 発生地域外若しくは市外の人的及び施設面でより整備された医療機関へ再收容又

は移送する場合の協力体制

7. その他必要な事項

◎協議・確認事項

1. 緊急事態発生時の交通規制措置等
2. 要請に基づいて出動する関係機関の派遣車両の編成、派遣人員
3. 現場におけるお互いの任務分担
4. 現場救護所の設置規模等
5. 現場指揮の調整
6. 各機関相互の現場連絡及び情報交換の方法
7. 各機関の保有する救急用資機材の備蓄及び調達要領

第3章 組織体制の強化推進

事件等の緊急事態発生時には、初期段階での対応が極めて重要である。そのためには、初動体制の強化と迅速な要員の確保、関係機関との連携など危機管理体制を整える必要がある。

第1節 初動体制の強化

第1 夜間休日等の緊急体制

夜間、休日等の勤務時間外に事件等の緊急事態が発生した場合、職員の参集の遅れ、情報の混乱等により初期対応の遅れがないよう、次の体制により発災初期の活動に必要な人員を確保し対応する。

1. 消防指令体制

消防では、指令担当職員の当直体制により、24時間情報収集・伝達体制を確保しているので、緊急事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに緊急連絡通報網により防災安全管理監、防災安全課長及び関係各部局及び支所等へ連絡し、連携して初動体制の強化を図る。

2. 市庁舎の体制

(1) 宿日直制度

本庁においては夜間、休日等における事件等の緊急事態に備え、宿日直を置いている。

〈宿日直職員の任務〉

- ① 事件等の緊急事態発生情報が入った場合、緊急連絡通報網により各部局関係職員への連絡

〈準備業務〉

- ② 関係各部局及び支所との事前の調整と緊急連絡通報網の整備

③ その他、事件等の緊急事態対策上必要な事項

(2) 緊急対策チーム員

指針に基づき、注意・準備・警戒等、特に初動対応を行う緊急対策チーム員は、夜間及び休日等の注意・準備・警戒等の業務に従事し、事件等の緊急事態発生時から、市警戒本部又は市対策本部が設置されるまでの間、防災安全管理監、防災安全課長、関係部局及び支所長の指示に従い、情報の収受、指令伝達、緊急対策等を実施する。

なお、情報伝達は緊急連絡通報網により、原則として、緊急対策チーム員が防災安全管理監、防災安全課長、関係部局及び支所長に情報伝達を行う。

(3) 地区担当職員

地区担当職員は、必要に応じて防災安全管理監、防災安全課長の指示により地区コミュニティセンターに詰め、事件等の緊急事態発生時から、市警戒本部、市対策本部が解散されるまでの間、防災安全管理監、防災安全課長、関係部局及び支所長の指示に従い、担当地域における注意・準備・警戒等の業務に従事し、地区緊急事態対策本部（以下「地区対策本部」という。）設置時には地区対策本部と連携し、情報の収受、指令伝達等の緊急対策を実施する。

なお、情報伝達は緊急連絡通報網により、地区担当職員が防災安全管理監、防災安全課長、関係部局及び支所長に情報伝達を行う。

3. 支所の体制

(1) 宿日直制度

夜間、休日等における事件等の緊急事態にも備え、宿日直を置く。

〈宿日直職員の任務〉

① 事件等の緊急事態発生 の情報を入手した場合、緊急連絡通報網により支所長及び関係職員への連絡

〈準備業務〉

① 支所及び関係各部局との事前の調整と緊急連絡通報網の整備

② その他、事件等の緊急事態対策上必要な事項

③ 各支所地域振興課長は、管内の情報の収受、指令伝達等の緊急対策を実施する。

(2) 緊急対策チーム員

指針に基づき、注意・準備・警戒等、特に初動対応を行う緊急対策チーム員は、夜間及び休日等の注意・準備・警戒等の業務に従事し、事件等の緊急事態発生時から、市及び支所警戒本部又は市及び支所対策本部が設置されるまでの間、支所長及び防災安全管理監、防災安全課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達、緊急対策等を実施する。

なお、情報伝達は緊急連絡通報網により、原則として、緊急対策チーム員が支所長及び防災安全管理監、防災安全課長に情報伝達を行う。

第2 早期体制確立のための職員配置

支所の経営・運営責任職の一定割合を、当該地域又はその周辺の居住職員とするよう人事配置上配慮し、支所警戒本部、対策本部の早期設置が図られるよう努める。

第3 早期体制確立のための市本部長及び支所本部長の臨時代行者の事前指定

1. 市長は、あらかじめ、事件等の緊急事態発生以後に市庁舎に参集するまでの間の、市本部長の臨時代行者を、副市長、防災安全管理監、防災安全課長、関係する当該部局長の職の中から指定する。
2. 支所長は、あらかじめ、事件等の緊急事態発生以後に支所長が参集するまでの間の、支所本部長の臨時代行者を、次長・関係する当該課長の職の中から指定する。

第2節 事件等の緊急事態組織体制の種類

事件等の緊急事態発生状況に応じて、注意体制、準備体制、警戒本部、対策本部（特別警戒本部体制・非常対策本部体制・特別対策本部体制・現地対策本部体制）の体制により緊急対策を実施する。

なお、各体制における本部長等、本部の運営、活動項目の細部については、第3部以降に定める。

第1 注意体制

1. 目的

注意体制は、被害の状況が不明確な事件等の緊急事態発生初期の段階において、直ちに情報収集、伝達ができる体制を立ち上げ、その後の事件等の緊急事態の推移状況に応じた体制の強化が迅速に行えることを目的とする。

2. 注意体制の実施

本計画において想定している事件等の緊急事態の発生が予想される場合又は発生した場合は、関係部局及び支所の職員並びに緊急対策チーム員は、ただちに注意体制を取る。

なお、防災安全管理監、防災安全課長は必要に応じて主たる所管の部局及び支所の長並びに緊急対策チーム員による、調整・対策・連絡会等を設置する。

また、必要に応じて防災安全管理監、防災安全課長の指示により地区担当職員を地区コミュニティセンターに派遣する。

3. 活動の概要

上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、状況・情報の収集伝達及び初期対応などを主な活動とする。

第2 準備体制

1. 準備体制

相当の被害が発生し又は予想される事件等の緊急事態に対して、複数の部局及び支所の対応が必要な場合で、市緊急事態警戒本部体制の設置に至らない場合は、関係部局及び支所の職員並びに緊急対策チーム員による市緊急事態準備体制（以下「準備体制」という。）を取る。

なお、必要に応じて防災安全管理監、防災安全課長の指示により地区担当職員を地区コミュニティセンターに派遣する。

2. 支所準備体制

支所長が必要と認めた場合、又は、市準備体制が取られた場合、関係する支所は支所緊急事態準備体制（以下「支所準備体制」という。）を取る。

なお、支所準備体制を取る支所は、原則として事件等の緊急事態発生支所とし、必要に応じて防災安全管理監、防災安全課長が周辺支所又は全支所における体制を指示する。

3. 活動の概要

事件等の緊急事態の事案別、規模、避難・受入の要否などに応じて、構成部局及び支所の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。

防災安全管理監、防災安全課長の指示により地区コミュニティセンターに詰めた地区担当職員は、担当地域における情報の收受、指令伝達等の活動を実施する。

第3 警戒本部体制

1. 警戒本部体制

相当の被害が発生し拡大が予想される事件等の緊急事態に対して、複数の部局及び支所の対応が必要な場合で、市緊急事態対策本部の設置に至らない場合は、関係部局及び支所の職員並びに緊急対策チーム員による市緊急事態警備本部体制（以下「警戒本部体制」という。）を取り、防災安全管理監、防災安全課長は、地区担当職員を地区コミュニティセンターに派遣する。

2. 支所警戒本部体制

支所長が必要と認めた場合、又は、市警戒本部体制が取られた場合、支所は緊急事態警戒本部体制（以下「支所警戒本部体制」という。）を取る。

3. 活動の概要

事件等の緊急事態の事案別、規模、避難・受入の要否などに応じて、構成部局及び支所の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。

また、市緊急事態対策本部設置への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、状況・情報の収集伝達を行うとともに、現在の状況に対して実施している対策と課題及び今後考慮すべき対応事案等を整理し防災安全管理監、防災安全課長及び総務部に報告する。

地区担当職員は、担当地区の状況・情報の収集伝達を行うとともに、現在の状況に対して実施している対策と課題及び今後考慮すべき対応事案等を整理し防災安全管理監、

防災安全課長及び総務部に報告する。

第4 対策本部体制

1. 対策本部

大規模な被害等が発生し、又はその規模に至るおそれがあると認められる場合で、その事件等の緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがある場合、あるいは、市長が必要と認めた場合は、関係部局により構成する市緊急事態対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

市対策本部は、事件等の緊急事態の事案別・規模・状況に応じて特別警戒本部体制（関係部局の所要人員による体制）・非常対策本部体制（全職員体制）・特別対策本部体制（市長の指示による体制）・現地対策本部体制（市長の指示による体制）の組織体制を設置し対応する。

2. 支所対策本部

支所長が必要と認めた場合、又は、市対策本部が設置された場合、支所緊急事態対策本部（以下「支所対策本部」という。）を設置する。

なお、支所対策本部の設置支所は、原則として事件等の緊急事態発生支所とし、必要に応じて市長が周辺支所又は、全支所における設置を指示する。

3. 現地本部

事件等の緊急事態の規模及び態様により、現地において緊急対策を推進するうえで、市長が必要であると認めた場合に設置する。

第3節 配備・動員計画の策定

第1 配備・動員計画の基本

1. 動員の区分

事件等の緊急事態の発生時における職員の配備・動員は、所属動員を原則とする。ただし、非常対策本部体制（全職員体制）を設置した場合は、本部長（市長）の指示により、各部局及び支所において職員の所属する部・班に所属する課、係等以外の場所に動員を命じることができる。

2. 配備人員

配備人員は、各部局長及び支所長は危機管理責任者として、市対策本部、各部・班及び支所対策本部で配備計画を策定し、事件等の緊急事態の発生状況に応じた必要な職員の動員を行う。

第2 動員対象者

事件等の緊急事態の発生時における動員対象職員は、各部局長及び支所長は危機管理責任者として、市対策本部、各部・班及び支所対策本部の配備・動員計画により対象者を決

定し、全職員動員時の動員対象職員は、次による。

<項目動員対象者の範囲>

動員対象者

本市に所属する職員（出雲市以外の関係機関・団体等＝本市機構図で表示する各部局及び支所等以外の機関等＝への出向・派遣職員を除く。）を動員対象者とする。

ただし、次の場合については、動員を考慮する。

1. 平常時における病弱者、身体不自由者等で、緊急対策を実施することが困難であると所属の部局及び支所長が認めた場合
2. 事件等の緊急事態発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、緊急対策に従事することが困難であると市対策本部の各部長又は支所対策本部長が認めた場合
3. その他市対策本部各部長又は支所対策本部長が認める場合

第3 動員の命令及び参集

1. 動員命令の伝達

対象職員に対する動員命令は、災害時非常連絡表の基づき各所属毎の電話連絡網及び職員参集メール（管理職）により伝達する。

2. 職員の配備及び参集

勤務時間内外を問わず、動員対象職員は、配備計画に基づき、それぞれが所属する部及び班並びに支所本部であらかじめ定めた場所において、部長、班長等の指揮命令を受け、必要な任務を遂行する。なお、勤務時間外において、動員命令を受けた場合は直ちに参集する。

第4 市対策本部長の代理順位の指定

市長が不在又は欠けた場合は、市対策本部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を副市長、防災安全管理監、防災安全課長の中から指定する。

第5 市対策本部部長及び支所対策本部長の代理順位の指定

市対策本部部長あるいは支所対策本部長は、市対策本部部長あるいは支所対策本部長が不在又は欠けた場合に、市対策本部部長あるいは支所対策本部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を当該部局・支所の次長・課長相当職の中から指定する。

第4節 関係機関等との連携強化

第1 各部局長及び支所長の責務

1. 協定等の締結の促進

各部局長及び支所長は、所属の部局及び支所の危機管理責任者として、事件等の緊急

事態における市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等の締結を推進する。

2. 協定等の実践力、即応力の向上

部局長及び支所長は、所管する協定について、事件等の緊急事態発生時に円滑に機能させるため、協定締結先との連携強化を図り、実践力、即応力の向上を図る。

第3部 緊急対策

第1章 緊急活動体制

第1節 緊急活動体制の概要

緊急活動体制は、事件等の緊急事態の発生のおそれや、発生した場合の規模、被害等の状況に応じて、注意体制、準備体制、警戒本部体制、対策本部体制と段階的に移行する。

また、大規模な被害等が発生し、全庁的な対応が必要な場合は、対策本部を速やかに設置し、的確な緊急活動体制を確立する。

第1 主たる所管部局・支所の決定

事件等の緊急事態について、想定外の事案が発生し、複数の所管部局・支所が関係するなど主たる所管部局・支所が特定できない場合については、副市長が事務分掌や他都市の事例、関係機関との関連などを総合的に判断して主たる所管部局・支所を決定する。

なお、主たる所管部局・支所を決定して初期対応を図った後、事件等の緊急事態の進展とともに原因や要因が明らかになるなどして主たる所管部局・支所を変更する必要性が生じた場合には、副市長は速やかに新たな主たる所管部局・支所を決定する。

第2 災害との関係

初期活動において火災、爆発事故、毒劇物による事故など、防災計画における応急活動で対処していた災害事案が、事件等の緊急事態として本計画により運用することが適当な場合は、本計画による組織体制に速やかに移行して緊急対策等を実施する。

〔組織体制〕

緊急事態発生

⇒注意体制

⇒準備体制

⇒警戒本部体制

⇒対策本部体制（特別警戒本部体制、非常対策本部体制、特別対策本部体制、現地対策本部体制）

支所も同様の組織体制で移行する。

第2節 注意体制の早期確立

第1 目的

事件等の緊急事態の発生のおそれがある場合又は発生した場合で、被害の程度などが不

明な初期の段階において、その後の状況に迅速に対応できる体制をとるものとする。

第2 設置基準

それぞれの事件等の緊急事態に関係する部及び緊急対策チーム員は、本市域内又は本市域に被害を及ぼすおそれのある第1部第2章第1節に想定する事件等の緊急事態発生した場合又発生のおそれがある場合において、その通報等を受けた場合は、直ちに注意体制をとる。

また、事件等の緊急事態の事案別に応じた設置基準は、「第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画」において定める。

第3 事件等の緊急事態発生時の通報・連絡

1. 事件等の緊急事態発生時の通報

各部局・支所又は緊急対策チーム員は、事件等の緊急事態の発生又は事件等の緊急事態の発生のおそれを覚知した場合は、直ちに防災安全管理監、防災安全課長に通報する。

通報連絡窓口 TEL21-6586（防災安全管理監） 21-6268（防災安全課長）

2. 勤務時間外の措置

勤務時間外において、前記1の通報、又は、島根県防災危機管理課、島根県警察本部、出雲市消防本部、その他関係機関等から事件等の緊急事態発生時の通報を受けた職員は、防災安全管理監、防災安全課長及び関係部局・支所の担当職員に連絡する。

第3節 準備体制の確立

第1 関係部局・支所への通報

防災安全管理監は、前記3の通報を受けた場合、又は島根県防災危機管理課、島根県警察本部、その他関係機関等から通報を受けた場合は、関係部局・支所に対して必要な指示をし、速やかに準備体制を確立する。

第2 組織

1. 準備体制の統括者は、防災安全管理監とし、事件等の緊急事態の事案別、発生場所に応じて関係部局・支所及び緊急対策チーム員を指定する。

2. 防災安全管理監、防災安全課長、関係部局・支所及び緊急対策チーム員は、次により準備体制を確立する。

(1) 関係部局の部局長は、当該部局を統括するとともに所属職員を指名して活動にあたる。

事件等の緊急事態の事案別に対応する関係部局は、「第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画」に定めるところによる。

(2) 関係支所の支所長は、当該支所を統括するとともに所属職員を指名して活動に

あたる。

なお、関係する支所は、原則として事件等の緊急事態発生場所を管轄する支所とし、状況に応じて周辺支所等を加える。

第3 措置事項

準備体制時においては、次の措置をとるものとする。

＜準備体制の措置事項＞

1. 事件等の緊急事態に関する情報の収集及び伝達並びに応急措置
2. ホットラインの立ち上げ等関係部局・支所及び関係機関等との連絡体制の確保
3. 関係職員への連絡
4. その他事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

第4 職員の配備、動員

1. 準備体制を確立するため、防災安全管理監、防災安全課長及び関係部局・支所の長は、情報連絡等を行う職員を指名し、配備させる。
2. 勤務時間外においては、防災安全管理監、防災安全課長及び関係部局・支所の長は、必要に応じて職員を指名し、動員する。
3. 防災安全管理監、防災安全課長は、必要に応じて地区担当職員をコミュニティセンターに出動させる。

第5 準備体制の廃止

次の場合、準備体制を廃止する。

＜準備体制の廃止基準＞

1. 市警戒本部又は支所警戒本部が設置された場合
2. 関係部局・支所等による事件等の緊急事態の防御活動が完了したと認められた場合
3. 多数の市民等に対する医療救護、避難の受入れなどの緊急対策の必要がないと認められた場合
4. 事件等の緊急事態のおそれがあった場合で、市域に被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

第4節 警戒本部

第1 目的

市域に事件等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合で、市対策本部あるいは支所対策本部を設置するまでに至らない場合は、関係部局・支所が連携し円滑な緊急対策を推進するため、市警戒本部及び支所警戒本部を設置する。

また、警戒本部長は、地区担当職員をコミュニティセンターに出動させるとともに、必

要に応じて地区対策本部（警戒体制）の設置を要請する。

第2 設置基準

1. 市警戒本部の設置基準

相当の被害等が発生し、又は相当の被害等が予想される事件等の緊急事態で、市対策本部の設置に至らない場合は、市警戒本部を設置する。

なお、事件等の緊急事態の事案別に応じた設置基準は、「第5部 事件等の緊急事案別対応計画」に定めるところによる。

2. 支所警戒本部の設置基準

支所域に相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される事件等の緊急事態で、市対策本部の設置に至らない場合は、支所警戒本部を設置する。

なお、市警戒本部が設置された場合は、関係支所は、支所警戒本部を設置する。

第3 市警戒本部

市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1. 組織構成

市警戒本部長： 副市長

構成部

「第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画」に定めるもののほか、必要に応じて市警戒本部長が指定するものとし、構成員は構成部局の長とする。

<設置>

- (1) 市警戒本部は、本庁舎3階大会議室又は庁議室に設置する。
- (2) 市警戒本部を設置した場合は、直ちにその旨を関係部局・支所及び関係機関等に通知する。また、必要に応じて市警戒本部の設置を報道機関に発表する。
- (3) 市庁舎3階大会議室又は庁議室入口に市警戒本部の標示を掲出する。

2. 市警戒本部会議

(1) 市警戒本部会議の開催

市警戒本部長は、活動方針の決定、緊急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し市警戒本部会議を開催するものとする。

(2) 職員の派遣

市警戒本部構成員は、所属職員から緊急対策に係る協議・連絡・調整及び情報収集を行うものを指名し、市警戒本部に派遣するものとする。

(3) 関係者の出席

必要に応じて緊急活動に関する専門的な意見を聴取するため、事件等の緊急事態の関係者の出席を求めるものとする。

3. 主な対応

- (1) 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報収集・伝達及び応急対応

- (2) 市警戒本部構成部局及び支所警戒本部の職員配備状況の把握
- (3) その他事件等の緊急事態の種別に応じた必要な対応
- (4) 支所警戒本部に対する指示

4. 廃止基準

- (1) 市対策本部が設置された場合
- (2) 緊急対策が概ね完了したと、認められる場合
- (3) 事件等の緊急事態の発生のおそれがあった場合で、市域に被害等の発生するおそれが解消したと認められる場合

5. 市警戒本部を廃止した場合は、必要に応じてその旨を報道機関に発表する。

第4 支所警戒本部

支所警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

1. 組織構成

支所警戒本部長：支所長

班編成及び地区対策本部の参加

事件等の緊急事態の種別、規模及び必要とされる緊急活動に応じて、支所警戒本部長が編成する班及び必要に応じて地区対策本部が参加し、対応するものとする。

<設置>

- (1) 支所警戒本部は、支所警戒本部長が定める場所に設置する。
- (2) 支所警戒本部長は、支所警戒本部を設置した場合は、直ちにその旨を市警戒本部長に報告するとともに、支所警戒本部の設置構成機関及び支所関係機関等に通知する。
- (3) 支所警戒本部が設置された場合は、支所警戒本部室に支所警戒本部の標示を掲出する。

2. 支所警戒本部会議

支所警戒本部会議の開催

- (1) 支所警戒本部長は、活動方針の伝達、緊急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し支所警戒本部会議を開催するものとする。
- (2) 支所警戒本部長は、必要と認める場合は、地区担当職員、地区対策本部長又は地区消防団長に対し、情報収集・伝達、応急対応のための構成員の派遣を要請するものとする。
- (3) 職員の派遣
 - ① 各地区対策本部長又は各地区消防団長は、支所警戒本部長からの要請又は必要と認める場合は、情報収集、応急対応のため所属構成員から要員を指名し、支所警戒本部に派遣する。
 - ② 支所警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集する。

(4) 関係者の出席

支所警戒本部長は、必要に応じて緊急活動に関する専門的な意見を聴取するため、関係者の出席を求めるものとする。

3. 主な対応

- (1) 事件等の緊急事態及び被害等に関する情報収集・伝達及び応急措置
- (2) 支所警戒本部及び地区対策本部並びに地区消防団の職員・団員等の配備況の把握
- (3) その他事件等の緊急事態の種別に応じた必要な措置

<各地区対策本部及び各地区消防団の対応>

所管する緊急活動を実施するとともに、支所警戒本部長の緊急対策の指示又は要請に応じる。ただし、主たる所管部局長の命を受け緊急活動を実施するため、支所警戒本部長の指示又は要請に応じられない場合は、支所警戒本部長に対し、その旨を通報する。

4. 廃止基準

支所警戒本部長は次の場合、支所警戒本部を廃止できる。ただし、市警戒本部が設置されている時は、市警戒本部長の了承を得るものとする。

- (1) 所対策本部が設置された場合
- (2) 緊急対策が概ね完了したと、市警戒本部長が認める場合
- (3) 事件等の緊急事態の発生のおそれがあった場合で、支所区域に被害の発生するおそれが解消したと認められる場合

第5 市警戒本部と支所警戒本部との関係

1. 市警戒本部が設置された場合は、事件等の緊急事態発生支所長及び市警戒本部長が指定する地域は、支所警戒本部を設置する。
2. 市警戒本部長は、支所警戒本部長に対し、必要な体制をとるよう指示できる。

第5節 対策本部

第1 目的

事件等の緊急事態が発生した場合、市対策本部を速やかに設置し、住民の救助やその他の業務の遂行にあたるなど被害等の発生を最小限にとどめることが必要である。このため、大規模な事件等の緊急事態が発生した場合は、市対策本部及び支所対策本部を設置し、対策を強力に推進する。

事件等の緊急事態の発生状況に応じて特別警戒本部体制、非常対策本部体制、特別対策本部体制、現地対策本部体制の組織を設置する。

また、本部長は地区担当職員をコミュニティーセンターに派遣するとともに、地区対策本部を設置する。

第2 市対策本部及び支所対策本部の設置

1. 対策本部の設置

(1) 設置基準

市長（市長が登庁できない場合は、代理者）は、次のような場合において、市役所に対策本部を設置する。

- ① 被害等の程度が大規模である事件等の緊急事態が発生した場合
- ② 複数の部局・支所に対応する必要があると認められる大規模な事件等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがあると認められる場合で、その事件等の緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがある場合
- ③ その他、市対策本部長が必要と認める場合

(2) 構成部局

事件等の緊急事態の事案別及び必要とされる緊急対策を考慮して、「第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画」に定める市対策本部構成は、部局を原則とし、必要に応じて本部長は、特別警戒本部体制（関係部局課の所要人員による体制）・非常対策本部体制（全職員体制）・特別対策本部体制（市長の指示による体制）・現地対策本部体制（市長の指示による体制）の組織体制を設けて対応する。

(3) 設置

- ① 対策本部は、市庁舎3階庁議室・大会議室に設置する。
- ② 本部長は、市対策本部が設置された場合は、直ちにその旨を各部局長、各支所長、関係機関等に通知する。また、対策本部の設置を報道機関に発表する。
- ③ 市庁舎3階庁議室・大会議室入口に市対策本部の標示を掲出する。

2. 支所対策本部の設置

(1) 設置基準

関係支所の支所長（支所長が登庁できない場合は、支所対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）は、次により、支所（各支所庁舎内）に支所対策本部を設置する。

- ① 支所区域において事件等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、その事件等の緊急事態が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがある場合
- ② 対策本部が設置された場合

(2) 設置

- ① 支所対策本部は、支所対策本部長が定める場所に設置する。
- ② 支所対策本部長は、支所対策本部を設置した場合は、直ちにその旨を対策本部長に報告するとともに、支所対策本部の設置構成機関及び支所関係機関等に通知する。
- ③ 支所対策本部が設置された場合は、支所対策本部入口に支所対策本部の標示を掲出する。

3. 現地対策本部の設置等

(1) 現地対策本部の設置

本部長は、事件等の緊急事態の規模及び態様により、現地において緊急対策を推進する上で必要であると認めた場合は、副本部長、本部員その他の職員の中から、現地対策本部長及び現地対策本部員を指名し、現地又はその周辺の施設に現地対策本部を設置する。

第3 市対策本部及び支所対策本部の廃止

1. 対策本部の廃止

(1) 本部長は、市域において事件等の緊急事態が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は緊急対策がおおむね完了したと認めた場合は、対策本部を、漸次縮小し廃止する。

(2) 本部長は、対策本部が縮小又は廃止された場合は、直ちにその旨を対策本部各部長、支所対策本部長、関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

2. 支所対策本部の廃止

(1) 支所対策本部長は、支所区域において事件等の緊急事態が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は緊急対策がおおむね完了したと認めた場合は、支所対策本部を漸次縮小し、又は廃止することができる。

この場合において、支所対策本部長は、対策本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、本部長の承認を得なければならない。

(2) 支所対策本部長は、支所対策本部を縮小又は廃止した場合は、速やかに、その旨を市本部長に報告するとともに、支所対策本部の設置構成機関及び支所区域内関係機関等に通知する。

3. 現地対策本部の廃止

(1) 本部長は、現地において事件等の緊急事態が拡大するおそれが解消したと認めた場合、又は緊急対策がおおむね完了したと認めた場合は、現地対策本部を廃止することができる。

(2) 現地対策本部長は、現地対策本部が廃止された場合は、直ちにその旨を本部長、関係支所対策本部長、関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

第4 運営等

1. 職務権限

(1) 本部長

対策本部の事務を統括し、緊急活動の実施にあたり必要な指揮命令を副本部長、防災安全管理監及び各部長及び現地対策本部長に対し行うとともに、必要に応じて協定締結機関、関係機関等に対し応援の要請を行うものとする。

(2) 副本部長

本部長を補佐し、本部長に事故がある場合、又は本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(3) 防災安全管理監

本部長、副本部長を補佐し、本部長、副本部長に事故がある場合、又は本部長、副本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

防災安全管理監の職務

① 応急対策の総合的調整

ア 危機事象への対応が一体的かつ効率的に実施されるよう、関係部局が行う措置に関しその進捗状況を把握し総合的な調整・指示を行う。

イ 危機事象の所管が不明確又は複数部局に関係する場合は、本部長の指示に基づき主たる対応部局を指定する。

ウ 関係部局に対し、危機事象に関する資料若しくは情報の提供又は予防若しくは応急対応のために必要な措置の実施を指示することができる。

② 情報の一元化

ア 危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合、被害状況や応急対策等の情報を一元的に収集・管理する。

イ 市民や報道機関への提供情報は、防災安全管理監が一元的に把握・管理する。

③本部長への意見具申

ア 危機管理の専門的な立場から、必要に応じて本部長に意見の具申を行う。

イ 所管部局から対策本部の設置要請があったとき、又は危機の規模が拡大するなど複数部局が連携して対応することが必要と認めるときは、対策本部の設置について、市長に意見の具申を行う。

(4) 各部部長

本部長の命を受け市対策本部の事務に従事するとともに、所管する緊急対策の実施にあたり各部の所属職員に対して、必要な指示をする。

(5) 各部副部長

部長を補佐し、部長に事故がある場合、又は部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(6) 各部班長

部長の命を受け、所管する緊急対策の実施にあたり班員に対し必要な指示をするものとする。

(7) 対策本部班員

班長の指示に従い、所管する緊急活動を実施するものとする。

(8) 支所対策本部長

支所対策本部の事務を統括し、緊急対策の実施にあたり必要な指揮命令を支所副本部長及び支所本対策部各班長に対し行うとともに、各地区対策本部及び各地区消防団

長に必要な緊急対策を依頼し、又は要請する。また、必要に応じて支所区域内の協定締結機関、関係機関等に対し、応援を要請する。

(9) 各地区対策本部長及び各地区消防団長

所管する緊急活動を実施するとともに、支所本部長の緊急対策の依頼又は要請に応ずる。ただし、各地区対策本部長及び各地区消防団長は、本部長又は消防本部長の命を受け緊急活動を実施するため、支所本部長の依頼又は要請に応じられない場合は、支所本部長に対しその旨を通報する。

(10) 支所副本部長

支所本部長を補佐し、支所本部長に事故がある場合、又は支所本部長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(11) 支所各班長

支所本部長の命を受け、所管する緊急対策の実施にあたり班員に対し必要な指示をする。

(12) 支所本部班員

班長の指示に従い、所管する緊急対策を実施する。

(13) 現地対策本部長

本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理し、現地の支所本部長と連携して、緊急対策を講じる。

(14) 現地本部員

現地対策本部長の指示に従い、所管する緊急対策を実施する。

2. 運営

<対策本部>

(1) 本部会議

- ① 本部長は、対策本部を設置した場合は、対策の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。
- ② 副本部長、防災安全管理監及び各部部長は、直ちに対策本部室に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項及び今後必要となる緊急対策を本部長に報告する。
- ③ 本部会議には、必要に応じて、自衛隊、島根県警察等関係機関の責任者の出席を求める。

(2) 対策本部事務局（以下「事務局」という。）

- ① 事務局は、防災安全管理監が所掌する事務を補助する。
- ② 事務局は、対策本部の総合調整を担当する。

(3) 対策会議の開催

防災安全管理監は、本部長の指示に対する具体的な対策の検討等のため、必要に応じ、関係部長・班長等実務者レベルによる対策会議を開催する。

(4) 代理・代決

本部長、副本部長、防災安全管理監、部長、班長等が不在等の場合の代理、代決に

については、別に定めた順位、方法等により行う。

<支所対策本部>

(5) 支所対策本部活動事項

- ① 支所本部長は、支所本部班長、地区対策本部長、地区消防団長及び関係機関等から被害情報等の提供を受け、支所区域における総合的かつ適切な緊急対策を実施する。
- ② 支所本部長は、支所区域における被害状況等について、対策本部に報告するものとする。
- ③ 地区対策本部及び各部は、支所区域における被害状況と対策について判断するため、必要な場合には、支所対策本部に連絡員を派遣する。

(6) 支所本部会議

- ① 支所本部長は、必要に応じて、支所本部会議を開催する。
- ② 支所本部会議構成員は、支所本部会議が開催された場合は、直ちに支所本部室に参集し各班の配備体制と緊急措置事項及び今後必要となる緊急対策を支所本部長に報告する。
- ③ 支所本部会議には、必要に応じて事件等の緊急事態の発生施設の関係者の出席を求める。

(7) 代理・代決

支所本部長、支所副本部長、防災安全管理監、班長等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

<支所対策本部>

(8) 現地対策本部の実施事項

現地対策本部長は、市本部の指示により、発生地を支所対策本部及び関係機関等と連携して、次の事務を行う。

- ① 被害等の情報、対応、支援状況、復旧状況の把握
- ② 市対策本部、国、島根県、関係機関等との連絡調整
- ③ 緊急を要する緊急対策の実施
- ④ その他必要な事項

3. 事務決裁処理の特例

出雲市事務決裁規程に準じて、次のとおり定める。

- (1) 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行う暇がない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができる。
- (2) 災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合の合議について、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができる。

第6節 組織及び事務分掌

対策本部及び支所対策本部の組織事務分掌は、次のとおりとする。

警戒本部・支所警戒本部及び対策本部・支所対策本部の組織及び事務分掌は、原則として以下に掲げるものとするが、事件等の緊急事態の種別、規模及び必要とされる緊急対策に応じて、構成部局を警戒本部長及び本部長が定めるものとし、指定された部の部長は、部内に必要な班を設置する。

また、支所警戒本部及び支所対策本部の組織構成は、緊急事態の態様及び必要とされる緊急対策等に応じて、支所警戒本部長及び支所本部長が班の設置などを定めるものとする。

なお、各部及び支所対策本部は、本部長が特に必要と認める場合は、特命による事務を行うものとする。

第1 事件等の緊急事態の事案ごとの準備体制、警戒本部等の設置基準

想定する事件等：テロ事件対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①国内外の情勢から市内においてテロ事件の発生が懸念される場合 ②前記の通報を受けた場合 ③その他、防災安全管理監が必要と認める場合	防災安全管理監	防災安全管理監が指定する部局・支所
警戒本部体制	市本部 ①市内においてテロ事件により人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ②テロ事件発生により周辺住民の避難が必要な場合 ③その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①市警戒本部が設置された場合 ②その他、支所警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①市内においてテロ事件により多数の人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ②テロ事件発生により複数の地域住民の避難が必要な場合 ③その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①市対策本部が設置された場合 ②その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

想定する事件等：教育施設における事件対策・学校への不審者侵入対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①地域や関係機関等から不審者に関する情報を得た場合、または近接市において学校に不審者侵入事件が発生した場合など、防災安全管理監が必要と認める場合	防災安全管理監	防災安全管理監が指定する部局・支所（教育部 危機管理幹と連携）
警戒本部体制	市本部 ①不審者が学校に侵入した場合など、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①支所内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、支所警戒本部長が必要と認める場合 ②市警戒本部長から設置の指示を受けた場合	本部 教育長 支所 支所長	教育長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①侵入した不審者が凶器や爆発物を保持しており、人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ②不審者の侵入により周辺住民の避難が必要な場合 ③その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①市対策本部が設置された場合 ②その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

想定する事件等：公共交通機関における事件対策・バスジャック事件対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①バスジャックする旨の予告等があった場合	防災安全管理監	防災安全管理監が指定する部局・支所
警戒本部体制	市本部 ①バスジャックが発生した場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内でバスジャックが発生した場合 ②市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①バスジャックの犯人が凶器や爆発物を所持しており人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ②バスジャック発生により周辺住民の避難が必要な場合 ③その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①市対策本部が設置された場合 ②その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

想定する事件等：感染症対策

●SARS 対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①海外でSARS患者が発生した場合 ②その他、防災安全管理監が必要と認める場合	防災安全管理監	防災安全管理監が指定する部局・支所
警戒本部体制	①国内において SARS 患者（確定例）が発生した場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①県内で SARS 患者（確定例）が発生した場合 ②SARS により複数の地域住民の外出制限が必要な場合 ③その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①市対策本部が設置された場合 ②その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

●新型インフルエンザ対策・（鳥インフルエンザ）

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	<トリ（家禽）への感染> ①国内（鳥根県外）において高病原性インフルエンザのトリ（家禽）への感染が確認された場合 ②その他、防災安全管理監が必要と認める場合 <ヒトからヒトへの感染> ①海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された場合 ②その他、防災安全管理監が必要と認める場合	防災安全管理監	防災安全管理監が指定する部局・支所
警戒本部体制	<トリ（家禽）への感染> ①鳥根県内において高病原性インフルエンザのトリ（家禽）への感染が確認された場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	<ヒトへの感染> ①県が対策本部を設置した場合 ②国が緊急事態宣言を出した場合 ③その他、市対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

想定する事件等：家畜伝染病対策

●高病原性鳥インフルエンザ対策

※ 高病原性鳥インフルエンザ対策については、高病原性鳥インフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異し、新型インフルエンザの原因となる可能性が高いとされていることから、感染症対策の新型インフルエンザ対策において、一体的に実施する。（組織体制：主な対応は次のとおり）

高病原性鳥インフルエンザ発生時の組織体制：主な対応について

高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について（鳥への感染）

平成27年4月

発生区分	出雲市が設置する組織		主な対応	
	名称	構成		
国内	出雲市鳥インフルエンザ対策連絡会 （出雲市緊急事態対応計画に基づき設置）	【総括者】 防災安全管理監 【組織構成】 農林水産部、総務部及び統括者が指定する部局・支所 【事務局】 農林水産部及び総務部	・関係各課の対応確認（情報共有）、市民への情報提供・注意喚起	
県内	上記以外（隣県で発生し、県が対策本部を設置した場合も含む。）	出雲市鳥インフルエンザ対策警戒本部 （出雲市緊急事態対応計画に基づき設置）	【本部長】 副市長 【組織構成】 農林水産部、総務部及び市警戒本部長が指定する部局 【事務局】 総務部、農林水産部、支部警戒本部長の指定する課等	・関係各課の対応確認（情報共有）、市民への情報提供・注意喚起 ・健康相談対応
	市内（隣接市町で移動制限区域に出雲市が入る場合も含む。）	出雲市鳥インフルエンザ対策本部 （出雲市緊急事態対応計画に基づき設置）	【本部長】 市長 【組織構成】 全部局、支所 【事務局】 総務部、支部本部長の指定する課等	・市民への情報提供・注意喚起、健康相談対応、防疫業務の協力等を全庁体制で実施
		出雲市家畜伝染病防疫対策本部 （出雲市家畜伝染病防疫対策本部設置規程に基づき設置）	【本部長】 市長 【副本部長】 副市長、教育長 【総括部】 総合政策部長、総務部長、財政部長、健康福祉部長、農林水産部長、防災安全管理監 【各班】 総務（班長：総務課長） 防疫対策（班長：農業振興課長） 広報（班長：広報情報課長） 保健班（班長：健康増進課長） 【事務局】 農業振興課	・「家畜伝染病予防法」及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく防疫対応 ・島根県家畜伝染病防疫対策本部設置要綱により、島根県現地家畜伝染病防疫対策本部が設置。 ・市は県が行う防疫業務に協力。 ・協力する業務の例 1. 発生農場の防疫措置の協力 2. 疫学調査及び周辺検診業務の協力 3. 通行規制及び消毒ポイント業務の協力 4. 評価に係る協力 5. 住民への広報の配布等の啓発周知 6. 一般住民からの問い合わせ対応

※市内で発生した場合は、「出雲市鳥インフルエンザ対策本部」と「出雲市家畜伝染病防疫対策本部」の両方を立ち上げる。「出雲市家畜伝染病防疫対策本部」は、県が行う防疫に協力する業務を行い、「出雲市鳥インフルエンザ対策本部」は、防疫業務を含む全体的な統括をするとともに、全庁的な対応業務を行う。

想定する事件等：食中毒対策

●大規模食中毒対策

体制	基準	体制決定者	構成員
食中毒対策本部	①患者の発生が広域にわたり、または大規模食中毒に発展することが予測される場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合 ③発生状況が特異で、措置等に一元的な対応が必要な場合	健康福祉部長	健康福祉部長が指定する部局
食中毒特別対策本部	①全市域にわたり死者または重症者の発生があり、その数が拡大しており、複数の部局、支所による協力が必要であって、市本部長が必要と認める場合 ②その他、市対策本部長が必要と認める場合	本 部 市 長 支 所 支 所 長	市長及び支所長が指定する部局

想定する事件等：水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策

●毒物・劇物などによる健康被害対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①水質汚染のおそれがあり、取水あるいは給水制限を行う可能性がある場合 ②水質汚染の発生により、取水あるいは給水停止を含む制限を行う場合	上 下 水 道 局 長	上下水道局長が指定する部局・支所
警戒本部体制	市本部 ①飲料水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で飲料水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 ②市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所警戒本部長が必要と認める場合	本 部 副 市 長 支 所 支 所 長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①飲料水を起因とする多数の市民の健康被害が発生し、給水活動、医療対策が必要な場合 ②その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で飲料水を起因とする多数の市民の健康被害が発生し、給水活動、医療対策が必要な場合 ②市対策本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本 部 市 長 支 所 支 所 長	全部局・全支所

想定する事件等：危険動物・有害昆虫などの対策

●民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①市内で民間事業者・個人所有の危険動物が飼養施設等から逸走した場合 ②その他、防災安全管理監又は関係部局長が必要と認める場合	防災安全管理監	防災安全管理監が指定する部局・支所
警戒本部体制	①市内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与える恐れがある場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で民間事業者・個人所有の逸走した危険動物が人的被害を与える恐れがある場合 ②市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局

想定する事件等：環境汚染対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①市域に環境汚染のおそれがあり、あるいは可能性がある場合	経済環境部長	経済環境部長が指定する部局
警戒本部体制	市本部 ①環境汚染を起因とする市民の健康被害が発生した場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で環境汚染を起因とする市民の健康被害が発生した場合 ②市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①環境汚染を起因とする多数の市民の健康被害が発生し、医療対策等が必要な場合 ②その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で環境汚染を起因とする多数の市民の健康被害が発生し、医療対策等が必要な場合 ②市対策本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

想定する事件等：大規模広域断水対策

体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①大規模断水が発生した場合又はそのおそれがある場合 ②その他、上下水道局長が必要と認める場合	上下水道局長	上下水道局長が指定する部局・支所
警戒本部体制	市本部 ①大規模断水が発生し復旧までに長時間を要する場合 ②その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で大規模断水が発生し復旧までに長時間を要する場合 ②市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局
対策本部体制	市本部 ①大規模断水が発生し長期に給水活動の実施が必要な場合 ②その他、市対策本部長が必要と認める場合 支所 ①支所管内で大規模断水が発生し長期に給水活動の実施が必要な場合 ②市対策本部長から設置の指示を受けた場合 ③その他、支所対策本部長が必要と認める場合	本部 市長 支所 支所長	全部局・全支所

想定する事件等：大規模広域停電対策

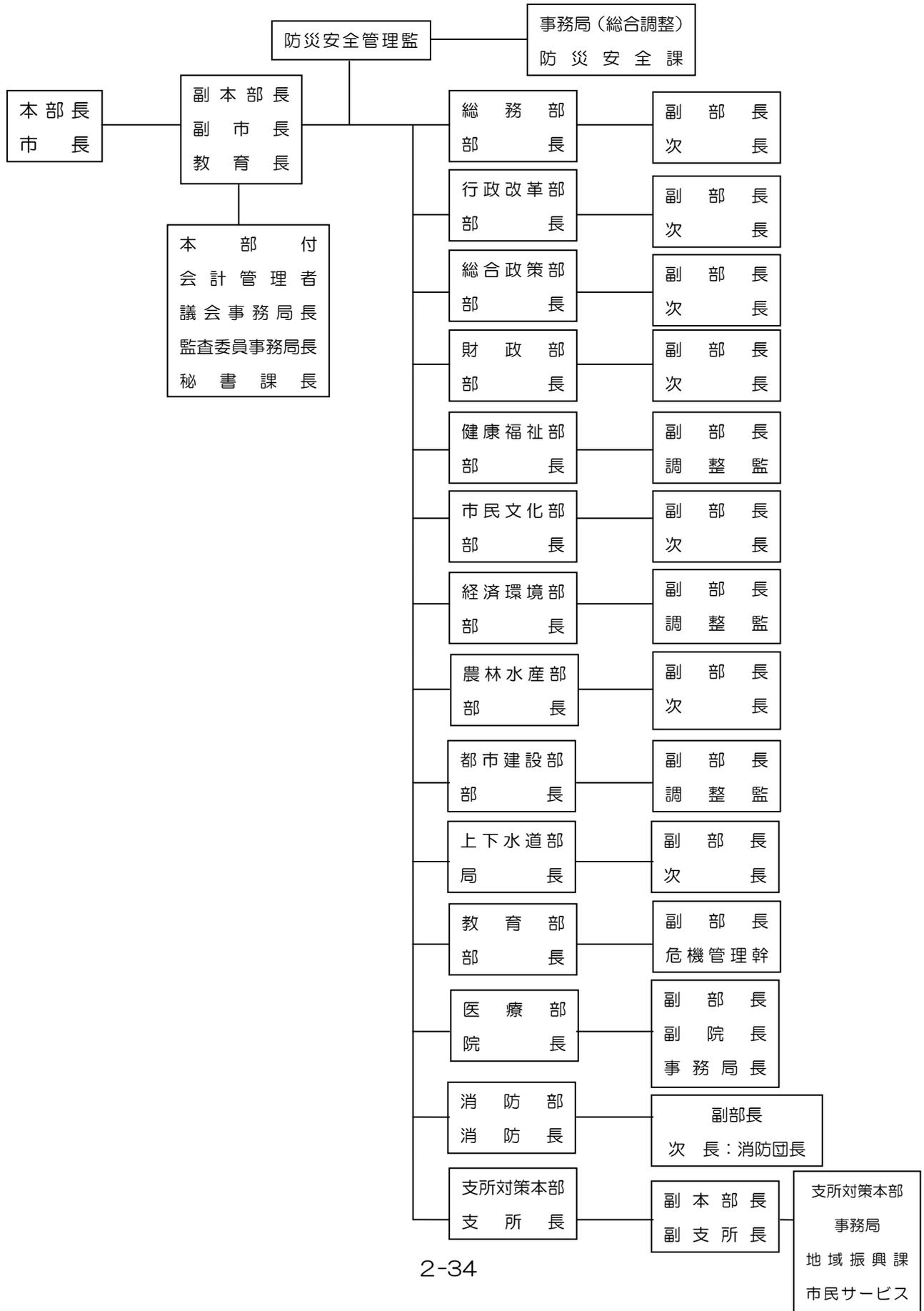
体制	基準	体制決定者	構成員
準備体制	①大規模広域停電の発生のおそれがある場合 ②大規模広域停電が発生した場合 ③その他、防災安全管理監が必要と認める場合	防災安全管理監	防災安全管理監及び支所長が指定する部局
警戒本部体制	①不特定多数の者が集まる商業集積地域で発生した場合 ②復旧までに長時間を要する場合 ③その他、市警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局

想定する事件等：その他の対策

体制	基準	体制決定者	構成員
警戒本部体制	①市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ②その他、支所市警戒本部長が必要と認める場合	本部 副市長 支所 支所長	副市長及び支所長が指定する部局

第2 市・支所本部の組織

出雲市災害対策本部組織体制



- 事件等の緊急事態の種別及び規模に応じて、全支所あるいは市本部構成部を指定する。
- 地区対策本部及び地区消防団は、情報連絡担当者を設置する。地区対策本部には市対策本部から地区担当職員を派遣する。
- 災害の規模及び態様により、必要に応じて被災現地に現地本部を設置する。

<地区等の運用について>

- 市本部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 地区消防団にあっては、全市的・統一的な対応が必要と認める場合、その指示を優先とする。

第3 市対策本部の事務分掌

(災害対策本部の事務分掌)

名称	事務分掌	
防災安全管理監	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理の総括に関する事 ② 市対策本部の設置と各部及び緊急対策チーム員との総合調整に関する事 ③ 出雲市防災会議に関する事 	
事務局 (総合調整担当) 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 市対策本部及び市警戒本部の運営に関する事。 ② 緊急対策活動の集約及び総合調整に関する事。 ③ 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 ④ 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 ⑤ 強制権の発動及び広域的な避難に関する事。 ⑥ 本部長命令の伝達に関する事。 ⑦ 国等の視察対応に関する事。 ⑧ その他本部長の特命事項に関する事。 ⑨ 出雲市危機管理推進会議、出雲市防災会議・出雲市国民保護協議会及び出雲市危機管理本部会議の開催に関する事。 ⑩ 地区担当者の派遣及び関係部並びに支所本部からの支援職員の受け入れ等に関する事。 ⑪ 本部の庶務に関する事。 	
部	班	事務分掌
総務部 (長) 総務部長 (副) 総務課長	総務班 (長) 総務課長 人権同和政策課	情報統括担当(総務課・人権同和政策課) <ul style="list-style-type: none"> ① 事件等の緊急事態関連情報の収集及び伝達に関する事。 ② 応援協定に基づく他市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関する事。 ③ 島根県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関する事。 ④ 各部、支所本部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関する事。 ⑤ 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 ⑥ 地域防災拠点等の運営に関する事。 ⑦ 通信機器等の保全に関する事。 ⑧ 防災行政用無線の統制に関する事。 ⑨ 災害等臨時市民総合窓口の開設及び「緊急問い合わせ」に関する事。 ⑩ り災証明に関する事
	人事班 (長) 人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の非常招集に関する事。 ② 職員の動員状況の集約に関する事。 ③ 職員の安否確認及びり災状況の集約に関する事。 ④ 応援職員の確保及び配置に関する事。 ⑤ 職員のローテーション計画に関する事。 ⑥ 職員動員に伴う勤務条件等に関する事。 ⑦ 公務災害補償に関する事。
	応援班 (長) 出納室長 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 他部及び支部並びに他班の支援に関する事。
	部庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部庶務担当共通事項 ② 他の班の所管に属さないこと。
	情報広報・国際班 (長) 政策企画課長 行政改革推進部 広報情報課 自治振興課	情報収集処理担当(政策企画課：行政改革部) <ul style="list-style-type: none"> ① 各種情報の収集・整理・分析に関する事。 ② 整理分析した情報の総務班及び各班への伝達に関する事。 ③ 外部防災関係機関の情報収集伝達に関する事。 ④ 応援要請等、市本部報告資料の作成に関する事。 広報報道担当(広報情報課) <ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関との連絡調整に関する事。 ② 事件等の緊急事態関連情報の発表に係る総合調整及び記者発表に関する事。 ③ 報道機関からの情報収集に関する事。

総合政策部 (行政改革部) (長) 総合政策部長 (副) 行政改革部長		④ 報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事 ⑤ 記録写真に関する事 ⑥ 事件等の緊急事態情報等のホームページ、インターネット等への情報発信に関する事。 国際担当(国際交流室) ① 海外からの支援に係る連絡調整に関する事。 ② 在住外国人対応に関する事。 ③ 外国語の通訳・翻訳関係に関する事。 ④ 外国人の非難支援に関する事。
	交通班 (長)交通政策課長	交通担当(交通政策課) ① 交通関連情報の収集・発表及び交通各社との連絡調整に関する事。 ② 交通機関運行状況、代替輸送等の情報収集及び広報(ホームページ掲載等)に関する事。 ③ 運行現場における被害状況の把握に関する事。 ④ 避難用等応急輸送バス等の車両確保に関する事。 ⑤ 運行路線安全確認、救援物資等の輸送に係る通行の確保及び本部、支所本部との連絡調整に関する事。 ⑥ 非常警備及び事件等に伴う犯罪・盗難等の防止に関する事。(警察連携)
	秘書班 (長)秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 ② 見舞者の接遇に関する事。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。
財政部 (長) 財政部長 (副) 財政部次長	調査班 (避難支援班) (長)市民税課長 資産税課 収納課	① 被害調査の取りまとめに関する事 ② 住家等被害状況の報告に関する事 ③ 被災者生活再建支援法に基づく調査に関する事。 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関する事。
	経理・車両・調達班 (長)財政課長 管財契約課 会計課	経理担当(財政課) ① 事件等被災対策費の経理に関する事。 ② 対策本部で使用する物品の調達に関する事。 ③ 庁舎管理及び電話交換業務に関する事。 ④ 被災時における国有財産等の無償貸付に関する事。 車両担当(管財契約課) ① 民間自動車その他輸送手段の調達に関する事。 ② 市有自動車の配車に関する事。 調達担当(会計課) ① 避難所等における食料など全ての物資の調達と保管搬送の調整に関する事。 ② 食料・救援物資等の受入れ、仕分け、保管配送の調整に関する事。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。
健康福祉部 (長) 健康福祉部長 (副) 子育て調整監	避難所運営班 (避難支援班) (長)福祉推進課長 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 保険年金課 市民課	避難所運営担当 ① 避難所の選定・開設・管理運営全般に関する事。 ② 避難所の誘導及び駐車場整理に関する事。 ③ 日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡調整に関する事。 ④ 義援金の収受、配分に関する事。 ⑤ 災害救助法の適用及び実施に関する事。 ⑥ 災害時要支援者の避難に関する事。 ⑦ 避難者の安全確保に関する事。 ⑧ 障害者・高齢者等の特別避難場所としての受入体制の確保に関する事。 ⑨ 避難者の援護に関する事。 ⑩ 避難者等からの要望調査に関する事。 ⑪ 社会福祉施設・保育園等への防災情報の提供に関する事。 ⑫ 避難所の状況に係る保健所(地域医療対策会議)への情報伝達

健康福祉部 (長) 健康福祉部長 (副) 子育て調整監	避難所運営班 (避難支援班) (長) 福祉推進課長 子ども政策課 保育幼稚園課 高齢者福祉課 保険年金課 市民課	に関すること。 ⑬ 園児の避難等に関すること。 ⑭ その他所管事務に関すること。 葬務担当 ① 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること。 ② 墓地・霊堂の管理保全に関すること。 ③ 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関すること。
	医療救護班 (長) 健康増進課長	医療救護担当 ① 医療機関の被害状況の把握に関すること。 ② 医療救護拠点、仮設救護所等の設置、管理運営及び運営状況の把握に関すること。 ③ 診療可能医療機関の情報提供に関すること。 ④ 患者の転院搬送に係る総合調整に関すること。 ⑤ 地域中核病院等基幹となる病院の運営確保に関すること。 ⑥ 備蓄医薬品等の補給計画に関すること。 ⑦ 医療救護隊等の配備計画に関すること。 ⑧ 医療機関等への防災情報の提供に関すること。 保健担当 ① 遺体の検案に係る連絡調整に関すること。 ② 感染症対策、防疫活動に係る連絡調整に関すること。 ③ 防疫広報に関すること。 ④ 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れ計画に関すること。 ⑤ 避難所等での保健指導に関すること。 ⑥ 避難所での精神保健医療相談計画に関すること。 ⑦ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。 ④ 被災者に対する老人保健医療、医療費助成の支払いに関すること。 ⑤ 福祉施設利用者の安全の確保に関すること。 ⑥ 福祉施設利用者の援護に関すること。
市民文化部 (長) 市民文化部長 (副) 市民文化部次 長	ボランティア班 (長) 市民活動支援課長	① ボランティアの受入れ体制の確立及び協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 ② 地域住民組織との連絡調整に関すること。
	避難広報班 (長) 文化スポーツ課長 文化財課 出雲中央図書館	① 避難広報（広報車・無線系・有線系等全ての広報手段）、誘導に関すること。 ② 避難所、避難者への情報提供に関すること。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関すること。
		① 清掃整理、発災に伴う廃棄物の処理に関すること。 ② 消毒の実施及び衛生に係る連絡調整に関すること。

経済環境部 (長) 経済環境部長 (副) 環境政策調整 監	環境・衛生班 (避難支援班) (長) 環境政策課長 環境施設課	③ 防疫用薬剤、器材等の調達に関する事 ④ 生活用水及び食品の衛生確保に関する事 ⑤ 災害応急井戸の情報提供に関する事 ⑥ 動物の保護収容及び治療計画に関する事 ⑦ 指定動物の飼育状況の安全確認に関する事 ⑧ 平常時における有害化学物質等の取扱施設等に 係る資料提供に関する事 ⑨ 防衛活動に係る助言に関する事 ⑩ 発災時における発災施設の概要に係る情報提供 に関する事 ⑪ 事件等の緊急事態により発生した大気汚染、水 質汚濁等の拡大防止に関する事 ⑫ 工場・事業所の排水処理施設等の調査及び緊 急対策の指導に関する事 葬務担当 ① 火葬に関する事 ② 斎場の利用調整に関する事 ③ 他都市斎場での火葬の連絡調整に関する事 ④ 資材の整備及び調達に関する事 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に 関する事
	商工観光班 (避難支援班) (長) 産業振興課長 観光交流推進課 商工労働課	① 商業・工業・観光施設関係等の被害状況の把握 に関する事 ② 商業・工業・観光施設関係等に 係る緊急対策の立案及び実施に関する事 ③ 商業・工業・観光関係の住民相談対応に 関する事 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に 関する事
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事
農林水産部 (長) 農林水産部長 (副) 農林水産部次 長	農林水産班 (避難支援班) (長) 農林基盤課長 森林政策課 農業振興課 水産振興課 農業委員会事務局	① 農業、林業、水産業関係等の被害状況の把握に 関する事 ② 農業、林業、水産業関係等に 係る緊急対策の立案及び実施に関する事 ③ 農業、林業、水産業関係の住民相談対応に 関する事 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に 関する事
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に 関する事 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事
都市建設部 (長) 都市建設部長 (副) 都市計画調整監	道路河川班 (避難支援班) (長) 道路河川維持課長 道路建設課 地籍調査課 建設企画課	① 道路、河川、橋梁、水路等の被害状況の把握に 関する事 ② 道路、河川、橋梁、水路、遊水池等に 係る緊急対策の立案及び実施に関する事 ③ 応急対策用資材の調達に関する事 ④ 関係官公署との連絡調整に関する事 避難支援班担当 ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に 関する事
	建築班 (避難支援班) (長) 建築住宅課長 都市計画課 まちづくり推進課	① 市有建物の被害状況の把握に関する事 ② 市有建物に係る緊急対策の立案及び実施に 関する事 ③ 応急対策用資材の調達に関する事 ④ 応急仮設住宅に関する事 ⑤ 建物危険度判定の実施及び建物、市営住宅 相談対応に関する事 ⑥ 応急危険度判定士の受入れ及び組織編制に 関する事 ⑦ 被災者生活再建支援法の基づく調査に 関する事 ⑧ 公園緑地等の被害状況の把握に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 公園緑地等に係る緊急対策の立案及び実施に関する事。 ⑩ 宅地に係る被害情報の収集に関する事。 ⑪ 宅地判定士、判定調査員の受入れ及び組織編制に関する事。 ⑫ 宅地危険度判定の実施及び住民相談対応に関する事。 <p>避難支援班担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力災害時の一時集結所等からの避難支援に関する事。
	部庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部庶務担当共通事項 ② 部関連事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 部関係緊急対策の立案及び実施に関する事。
上下水道部 (長) 上下水道局長 (副) 上下水道局次長	水道班 (長) 水道営業課長 水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設関係等の被害状況の把握に関する事。 ② 水道施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施に関する事。 ③ 水道関係の住民相談対応に関する事。 ④ 応急給水計画の総合調整に関する事。 ⑤ 被害地区及び給水不能地区への応急給水に関する事。 ⑥ 配水施設の監視、応急修理及び復旧に関する事。 ⑦ 市内配水施設等の漏水防止計画、調査研究及び漏水防止工事に関する事。 ⑧ 復旧資材(備蓄資材)等の調達・保管に関する事。 ⑨ 取水、導水、浄水及び送水量の確保並びに調達に関する事。 ⑩ 水質の検査に関する事。 ⑪ 水質の情報収集に関する事。
	下水道班 (長) 下水道管理課長 下水道建設課	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設の被害状況の調査把握に関する事。 ② 下水道施設に係る緊急対策の立案及び実施に関する事。 ③ 下水道台帳の確保に関する事。
	部庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 他都市等への協力要請に関する事。 ④ 緊急対策活動の広報及び報道機関との連絡に関する事。 ⑤ 自動車の調達に関する事。 ⑥ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関する事。 ⑦ 他の班の所管に属さない事。
教育部 (長) 教育部長 (副) 危機管理幹 (教育部次長)	教育班 (長) 教育政策課長 学校教育課 児童生徒支援課 教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育施設関係等の被害状況の把握に関する事。 ② 教育施設関係等に係る緊急対策の立案及び実施に関する事。 ③ 教育関係の住民相談対応に関する事。 ④ 児童・生徒の避難等に関する事。 ⑤ 災害時の応急教育に関する事。 ⑥ 島根県教育委員会等の関係教育機関等への報告及び連絡調整に関する事。
	避難所運営支援班 (長) 学校給食課 出雲科学課	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活必需品の把握、配給に関する事。 ② 食糧の配給、炊出しに関する事。
	部庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 他の班の所管に属さない事。
医療部 (長) 総合医療センター院長 (副) 総合医療センター副院長 (副) 総合医療センター事務局長	医療班	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の医療機関との連絡調整に関する事。 ② 総合医療センターにおける災害対応医療に関する事。 ③ 医療関連情報の収集及び情報提供に関する事。 ④ 医薬品、器材等の調達に関する事。 ⑤ 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関する事。 ⑥ 入院患者及び負傷者等の安全確保に関する事。 ⑦ 遺体の検案処理に係る連絡調整に関する事。
	部庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ① 消防本部の設置及び運営に関する事。

消防部 (長) 消防長 (副) 消防次長 (副) 消防団長	消防本部 (長) 消防次長	② 消防本部の庶務に関する事。 ③ 消防活動に関する事。 ④ 避難誘導に関する事。 ⑤ 救助活動に関する事。 ⑥ 救急活動に関する事。 ⑦ 火災に関する気象情報の収集及び伝達に関する事。 ⑧ 火災警報の発令に関する事。 ⑨ 警戒巡視に関する事。 ⑩ 消防団に関する事。 ⑪ 消防（水防）団の出動及び活動に関する事。 ⑫ 消防本部長及び副本部長の伝令に関する事。 ⑬ 災害救助法適用時における事務の実施に関する事。 ⑭ 部内各班の連絡調整に関する事。 ⑮ 本部、支所本部、その他関係機関等との連絡調整に関する事。 ⑯ 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ⑰ 部関連被害状況の集約に関する事。 ⑱ 部緊急対策活動の集約に関する事。 ⑲ 消防隊等の指揮及び運用に関する事。 ⑳ 各種情報に基づく消防力判断に関する事。 ㉑ 部内職員の動員に関する事。 ㉒ 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 ㉓ 所管施設の管理保全に関する事。 ㉔ 他都市等への協力要請に関する事。 ㉕ 報道機関からの情報収集に関する事。 ㉖ 報道機関からの問い合わせ等の対応に関する事。 ㉗ 記録写真に関する事。 ㉘ 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事。 ㉙ 応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関する事。 ㉚ 部関連の施設の監視、応急修理及び復旧に関する事。 ㉛ 車両及び資機材の整備、応急修理に関する事。 ㉜ 燃料の確保に関する事。 ㉝ 人員及び資機材の輸送に関する事。 ㉞ 他の班の所管に属さない事。 ㉟ その他特命事項に関する事。
	消（水）防団 (長) 消防団長	① 消防活動に関する事。 ② 水防活動に関する事。 ③ 避難広報に関する事。 ④ 避難誘導に関する事。（避難所運営班・教育班の支援） ⑤ 救助活動に関する事。 ⑥ 警戒巡視に関する事。
	部庶務担当	① 各部庶務担当共通事項 ② 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。
各部庶務担当共通事項	① 部の庶務に関する事。 ② 本部各班及び支所本部との連絡に関する事。 ③ 本部及びその他関係機関等との連絡に関する事。 ④ 部職員の動員に関する事。 ⑤ 部職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 ⑦ 部関連被害状況の集約に関する事。 ⑧ 部緊急対策活動の集約に関する事。 ⑨ 所管施設の管理保全に関する事。 ⑩ その他特命事項に関する事。	
現地対策本部 (長) 現地災害対策本部長	① 現地の被害状況の把握及び本部への連絡に関する事。 ② 現地の災害対策への協力に関する事。	
支所対策本部 (長) 支所長	① 支所災害対策本部の災害対策に関する事 ② 本部との連携に関する事。	

第4 支所対策本部の事務分掌

担当	事務分掌
庶務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 支部の庶務に関する事。 ② 支部内各担当及び消防団地区分団並びに地区本部との連絡に関する事。 ③ 本部及びその他関係機関等との連絡に関する事。 ④ 支部職員の動員に関する事。 ⑤ 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関する事。 ⑥ 緊急対策の立案及び実施に関する事。 ⑦ 所管施設の管理保全に関する事。 ⑧ 緊急車両の確保手続きに関する事。 ⑨ 他の所管に属さない事。 ⑩ その他特命事項に関する事。
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関する事。 ② 支部関連被害状況の集約に関する事。 ③ 支部緊急対策活動の集約に関する事。 ④ 広報・広聴に関する事。 ⑤ 通信機器等の保全に関する事。 ⑥ 被害状況の調査に関する事。
援護担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害者の応急活動に関する事。 ② 救援物資等の保管及び配給に関する事。 ③ 遺体安置所の設置及び運営に関する事。 ④ 発生後の諸活動の準備に関する事。
輸送担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 自動車その他輸送手段の調達に関する事。 ② 食料・救援物資の輸送に関する事。
避難担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難に関する事。 ② 被害者の収容に関する事。 ③ 食料の配給に関する事。
医療調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害者の医療救護に関する事。 ② 死亡確認に関する事。
衛生担当	<ul style="list-style-type: none"> ① 消毒に関する事。 ② 飲料水及び食品に関する事。
ボランティア担当	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 ② ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。

第2章 配備・動員計画

この計画は、緊急対策を行う体制の確立を図るため、職員の配備及び動員に係わる基本的事項を定める。

第1節 配備体制

第1 職員配備

1. 各部部长は、事件等の緊急事態の種別に応じて各班にあらかじめ定めた職員を配備につけ、緊急活動を指示・命令する。
2. 防災安全管理監は、事件等の緊急事態の種別に応じてあらかじめ定めた地区担当職員を、地区コミュニティセンターに配備し、緊急活動を指揮する。また、地区担当職員は、情報収集と伝達業務にあたるとともに、地区対策本部及び地区消防団と連携して緊急活動を実施する。
3. 支所本部長は、事件等の緊急事態の種別に応じて、各班にあらかじめ定められた職員を配備につけ、緊急活動を指示・命令するとともに、地区対策本部及び地区消防団との連絡体制を確立する。
4. 市本部長、防災安全管理監及び各部部长並びに支所本部長は、事件等の緊急事態の状況及び職員の参集状況等に応じて、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、緊急対策に必要な班の編成を行い、緊急活動を命ずることができる。
5. 配備についての職員は、上司の指示・命令に従い、直ちに緊急活動を実施する。

第2 職員の動員命令

市本部長及び防災安全管理監、各部部长並びに支所本部長は、勤務時間内に緊急配備の命令を発する場合は、口頭又は庁内電話で動員命令を伝達し、勤務時間外における動員命令の伝達は、市本部及び各部並びに支所本部であらかじめ定めた「緊急時非常連絡網」により連絡する。

第3 職員の配備状況の報告

1. 各部部长及び支所本部長は、職員の配備状況を総務部（人事班）に報告し、総務部長は、これを防災安全管理監及び市本部長に報告する。
2. 各部部长及び支所本部長は、次の内容（様式に基づく）を報告する。
3. 報告は、総務部長の指定する時間又は配備が完了次第行う。
4. 地区対策本部が設置された場合、地区担当職員（斐川地域においては必要に応じて支所若しくは地区公民館）は自らの配備完了を防災安全管理監に報告をするとともに、地区対策本部及び地区消防団等の配備状況を防災安全管理監及び支所対策本部長に報告する。

<様式>

配 備 状 況 報 告

月 日 時 分現在	
部・支所名	
配 備 区 分	部長級 名
	課長級 名
	係長級 名
	その他職員 名
合 計 名	
備考	

※地区対策本部及び地区消防団等の配備状況報告様式は別に作成する。

第 3 章 情報の収集と伝達

本計画は、市本部又は市警戒本部設置時において、被害等の状況その他事件等の緊急事態に関する情報を迅速かつ確実に収集・伝達するとともに、市民等に対する必要な広報・広聴活動を実施するための基本的な事項について定める。

なお、情報の収集伝達並びに広報・広聴活動の実施等については、本章で定めるところによるもののほか、本編「第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画」中の各計画で定める。

第 1 節 情報受伝達方針

第 1 情報受伝達方針項目及び方針内容

1. 事件等の緊急事態の発生直後は、被害情報の収集・伝達が最も重要である。

関係機関等の連絡や市民からの通報など様々な情報が集中する中で、これらの情報を整理し、事件等の緊急事態の規模、種別を明確にしつつ、必要となる緊急対策を速やかに実施する。

2. 緊急対策における業務通信は、正確かつ迅速に行う。
3. 広報は、人心の安定、有効な緊急対策の促進、統率のとれた組織活動の確保のため重要である。状況を的確に見極め、適宜適切に行う。
4. 必要に応じて、報道機関を通じた広報などを行う。

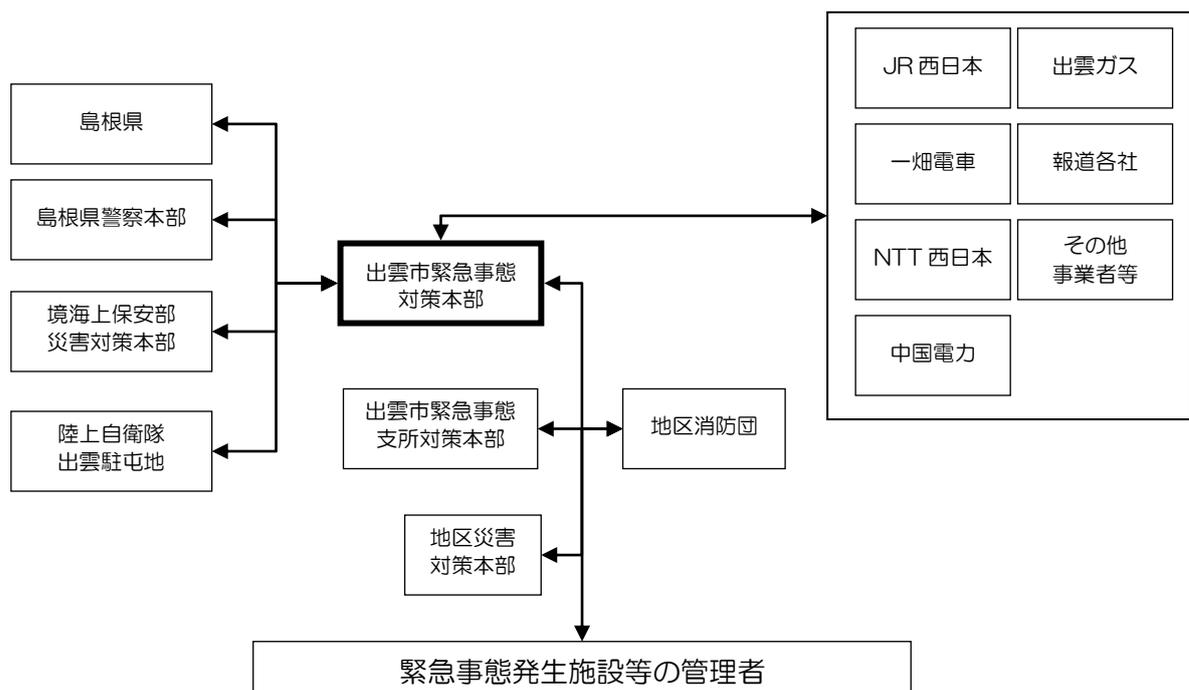
第2節 情報受伝達体制

第1 情報受伝達系統

本市及び関係機関等との情報受伝達系統の概要は次のとおりである。

なお、緊急事態の種別に対応した情報受伝達体制、受伝達する情報内容については、「第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画」において定める。

情報の受伝達に際しては、迅速かつ正確に行う。



第2 通信手段

1. 無線電話の優先利用

(1) 無線通信網

本市の保有する次の無線通信網を利用する。

- ・防災行政無線
- ・消防無線等

(2) 運用原則

① 管理運用

市本部が総括運用する防災行政用無線局の管理運用は、「出雲市防災行政用無線局管理運用規程」に定めるところによる。

② 防災行政無線統制

固定系については、統制局が行う。移動系については、各基地局が行う。

③ 無線機能の確保

良好な通話状態を確保できるよう、管理部署は全力でその機能の維持に努めなければならない。附属非常用発電機についても同様である。

2. 専用回線の優先利用

テレビ電話システムなど専用回線網を利用している施設間は、通常利用を中断し、緊急事態の業務通信を優先する。

3. 加入電話及び臨時電話の利用

有線電話の使用が可能な場合は、対策本部の電話番号の区分に従い、情報受伝達を行う。

なお、電話回線数が不足する場合は、西日本電信電話㈱に対して、臨時電話の設置を要請する。

4. 本市の保有する以外の無線局等

アマチュア無線

「災害時等における非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、出雲市アマチュア無線クラブに対して、通信協力を要請する。

エフエムいずも

「緊急時における緊急情報放送に関する協定」に基づき、必要に応じてこれを情報伝達として使用する。

5. 伝令の派遣

いずれの通信手段によっても情報受伝達が困難な場合は、市本部、支所本部、関係機関等又は最寄りの無線局等に伝令を派遣し、情報受伝達を行う。

6. 公共放送の利用

市本部長は、緊急対策の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要がある場合は、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた放送事業者に対して、連絡のための放送を要請する。

7. インターネット

インターネットでの通信が可能な場合は、必要に応じてこれを情報受伝達に使用する。

8. 個人の携帯電話

携帯電話の使用が可能な場合は、必要に応じてこれを情報受伝達に使用する。

第3 情報収集員等の派遣

1. 市本部

各部部长及び支所本部长は、市本部が設置された場合は、情報収集員を市本部室に派遣し、部及び支所本部との情報連絡にあたらせる。

2. 関係機関等への派遣

市本部长、防災安全管理監及び支所本部长は、必要に応じて事件等の緊急事態の種別を考慮して、関係機関等に情報収集員を派遣する。

第3節 情報の収集、報告及び記録

第1 通報

1. 発災事業者の通報

事業者は、当該事業所において事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、直ちにその旨を消防機関、警察機関又は海上警備救難機関等及び防災安全管理監（出雲市防災安全課）に通報するよう努める。

2. 市民の通報

事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した市民は、直ちにその旨を消防機関、警察機関又は海上警備救難機関等及び防災安全管理監（出雲市防災安全課）に通報するよう努める。

第2 関係部局及び支所の報告

1. 発生直後の通報

(1) 各部部长及び支所長は、事件等の緊急事態等について覚知した場合は、直ちに防災安全管理監（出雲市防災安全課）に通報する。

(2) 発災直後の情報は、次の事項を収集し、事件等の緊急事態通報連絡票により通報連絡する。

発生直後の情報事項

- ① 事件等の緊急事態の種別
- ② 発生日時
- ③ 発生場所・地点
- ④ 原因
- ⑤ 被害の状況（人的被害数、建物被害数、施設被害の状況等）
- ⑥ 負傷者の収容状況
- ⑦ 各部局及び支所、消防署等がとった事件等の緊急事態への対応
ア. 事件等の緊急事態に対してすでにとった措置
イ. 事件等の緊急事態に対して今後とろうとする措置
- ⑧ 避難の勧告・指示の実施及び避難の状況

◎ その他緊急対策上必要な事項

(3) 情報連絡体制の確保

防災安全管理監は、事件等の緊急事態情報の通報を受けた場合、事態に応じて市長・副市長及び関係部局長並びに支所長に伝達するとともに、状況に応じて島根県、島根県警察、海上保安庁等、関係機関との連絡体制を確保する。

2. 中間報告

発生直後の情報事項に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を報告する。

また、被害数の増加・変更、緊急対策の実施の状況、これからとろうとする措置などを逐次報告する。

3. 最終報告

被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をする。

第3 緊急事態の記録

1. 各部局長又は支所長は、緊急事態に関する情報を速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録しておかなければならない。

2. 各部局長又は支所長は、緊急対策を実施する上で、又は緊急事態発生の記録、資料を確保するために、必要に応じて、写真、ビデオ等による記録を行う。

第4節 情報混乱防止活動

デパート、映画館、繁華街、商店街など不特定多数の人々が集まる施設（場所）や市内主要駅等は、事件等の緊急事態が発生した場合、パニックの発生など大きな混乱の発生が懸念される。パニックは、不安感、恐怖感などの心理的要因と情報不足、知識不足、流言、デマ等の各種要因が相乗的に作用して起こるとされている。

これを防止するために、広報活動を中心とした情報混乱防止活動を実施する。

第1 事業者の活動

不特定多数が利用する施設や繁華街を構成する店舗等の事業者は、事件等の緊急事態発生時には、利用者の安全を確保するため、利用者の沈着冷静な行動を誘導するよう、構内放送や非常用放送設備を用いて、広報を実施する。

第2 鉄道事業者の活動

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、混乱防止のための広報、安全な場所への避難誘導等の混乱防止対策を実施する。

第3 行政の役割

事件等の緊急事態が発生した施設等の事業者と協力して避難誘導に関する広報を最優先

に行うとともに、事件等の緊急事態に関する正確な情報を早期に市民に提供して、社会的混乱の防止に努める。

事件等の緊急事態通報連絡票（第 報）

部局・支所

平成 年 月 日 時 分

緊急事態の種別	
発生日時	平成 年 月 日 時 分ごろ
発生場所・地点	
責任者職・氏名	
原因	
被害 (人的)	
	(物的)
傷病者の収容状況	
部局又は支所、消防署等の対応	
関係機関等の対応	
避難誘導の状況	
その他緊急対策上必要な事項	

第5節 広報、報道及び広聴

第1 広報

事件等の緊急事態発生時の広報、報道及び広聴活動については、必要な活動を実施し、情報を提供するとともに、要望、苦情を処理する。

1. 広報の目的

- (1) 憶測による人心の不安やデマ情報による社会的混乱を防止すること。
- (2) 緊急活動・救援活動の周知による市民生活の安定化を図ること。
- (3) 被害者の生活再建を促進すること。
- (4) その他緊急事態の種別に応じて留意すべきこと。

2. 報道広報

市本部が設置された場合は、速やかに市本部長が次の事項について選択し記者会見を行い、市民に的確な情報を提供し、社会的混乱のないように要請する。

- (1) 緊急事態の情報
- (2) 注意事項
 - ①パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
 - ②要救護者の保護、人命救助の協力の呼びかけなど
- (3) 被害状況の概要
- (4) 市本部の設置と活動状況
- (5) その他必要な事項
 - ①避難に関すること
 - ②被害者及び避難者の安否情報
 - ③生活関連情報
 - ④その他

3. コミュニティFM（エフエムいずも）広報

協定に基づき、エフエムいずもにより被害状況や救援状況、市の活動状況、避難に関する情報など、市民に積極的な広報を実施する。

4. 印刷物広報

- (1) 広報いずも特集号の発行
印刷物による行政情報を提供することで、市民に安心感を与えるとともに、救援状況や地域情報などを適宜、広報する。
- (2) チラシの作成
必要に応じて、チラシを作成し、配布または掲示する。

5. その他の広報

各部長及び支所本部長は、必要な地域へ放送設備（携帯マイク携行等を含む。）を有する車両を出動させ広報を実施する。

第2 報道

1. 緊急事態報道体制

緊急事態における報道機関との対応は、防災安全管理監が一元的に行う。

2. 報道機関への発表

- (1) 市本部からの発表は情報の軽重に応じ、市本部長、防災安全管理監、各部長又

は広報班長が行う。

- (2) 情報提供は、混乱を防止するため、市本部の定める場所、方法で行う。
- (3) 市本部から発表された事項について、各部と連絡がとれるよう、各部に広報担当職員をあらかじめ指名しておく。
- (4) 市政記者、ラジオ・テレビ記者のために臨時記者室を確保し、必要に応じて記者に情報発信機器を提供する。

3. 放送機関への協力要請

- (1) 市民広報、関係機関等への緊急の連絡の必要がある場合は、災害時に準じて、日本放送協会松江放送局、山陰中央テレビ、山陰放送、日本海テレビ、エフエム山陰、エフエムいずも、出雲ケーブルビジョン、ひらたケーブルテレビ、ご縁ネット、情報いずもに対して放送を要請する。
- (2) 本市がスポンサーとなっている番組を利用して広報を行う。

第3 広聴

被害者の生活相談や援助業務の一環として、要望、苦情等を聴取し、活動に反映させる。

1. 臨時市・支所相談室の開設

- (1) 市・支所本部は、被害者の生活の不安の解消などのため、臨時市民相談室及び臨時支所相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (2) 市本部及び支所本部は、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (3) 専門相談については、それぞれの市本部各部及び支所本部で行う。

2. 要望等の処理

(1) 支所本部の処理

支所本部において聴取した要望等のうち対応可能な事項については、支所本部で処理するものとし、支所で対応不可能な事項については、必要に応じて市本部関係部が対応する。

第4章 消防活動計画

この計画は、事件等の緊急事態により、多数の傷病者等が発生した場合の救助及び救急活動について定める。（※ 別途、消防本部において作成する計画に基づき実施するものとする。）

第5章 救援救護計画

第1節 医療救護活動の基本

事件等の緊急事態により、人的被害が発生した場合の医療救護活動は、次により行う。

第1 通常の医療体制で対応可能な場合

傷病者数、空ベッド数などの状況から通常の医療体制で対応可能な場合は、救急隊による患者搬送を行い救急病院等における医療救護活動を実施する。

第2 通常の医療体制で対応不可能な場合

1. 活動の実施

多数傷病者が発生し、通常の医療体制で応需できない場合は、島根県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請、医療救護班の派遣、仮設救護所の設置等、支所本部と連携協力した必要な活動を実施する。

2. 医療救護班の要請

消防長は、傷病者が多数発生し、患者搬送に支障をきたし緊急事態現場での医療救護活動が必要な場合や受け入れ可能病院が不足する場合は、市本部長（緊急事態警戒本部設置時は警戒本部長とし、以下同じ）に医療救護班の派遣を要請する。

また、市本部長は、必要と認める場合は、健康福祉部長に医療救護班の派遣を命ずる。

3. 島根県への災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

本部長は、多数傷病者が発生し、医療救護班の医療体制で応需できない場合は、島根県に対して速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

（1）島根県派遣要請の基準

- ① 出雲市を含む島根県において、震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害の場合、島根県は管内のDMAT指定医療機関に対してDMAT派遣の要請を行う。
- ② 出雲市を含む島根県において、震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合、島根県は管内のDMAT指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対して、DMAT派遣の要請を行う。
- ③ 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害の場合、島根県は管内のDMAT指定医療機関並びに被災地域の都道府県に隣接する都道府県、被災地域の都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県及び被災地域の都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMAT派遣の要請を行う。

第2節 医療救護班の編成と配置

緊急事態の医療救護班の活動は、健康増進課長及び医療介護連携室長が各病院と調整し、病院毎の医療救護チームを編成し対応する。

第1 医療機関による医療救護チーム

市内病院において、次により医療救護チームを編成し、被害現場等に出動する。

1. 健康福祉部長は、市立総合医療センター事務局長に対して、医療救護チームの編成及び出動を要請する。
2. 健康福祉部長は、医療介護連携室長に対して、島根大学医学部附属病院及び県立中央病院並びに出雲市民病院に依頼し医療救護チームを編成し、出動してもらうよう要請する。
3. 医療救護チームの編成
医師 2人
看護師 5人
事務 1人（病院職員）
4. 医療救護チームの編成数
 - (1) 市立総合医療センター 1班
 - (2) 島根大学附属病院 2班
 - (3) 県立中央病院 2班
 - (4) 出雲市民病院 1班
5. 要請時伝達事項
 - (1) 傷病者数
 - (2) 負傷の程度、原因
 - (3) 必要とする医療救護チームの数

第3節 仮設救護所の設置

第1 設置

1. 健康福祉部長は、必要と認める場合は医療救護班を編成し、安全な場所を選定し、仮設救護所を設置する。また、被害が広範囲に及び場合などで、仮設救護所の箇所数が不足していると認める場合は、市本部長に対して応援を要請する。
2. 市本部長は、仮設救護所不足の要請を受けたときは、県及び他の自治体に応援を要請する。

第2 仮設救護所用器材

市内各病院保有の器材を活用する。

第4節 医療救護活動

第1 医療救護班の指揮

医療救護班は、健康福祉部長の指揮の下に医療救護活動を実施するものとする。

第2 応需体制

多数負傷者発生時の応需体制は、次によるものとする。

1. 第一次応需体制

現場における医療活動の内容は、応急手当のみとし、さらに医療の必要な者は、救急車及び市内病院所管車両で、第二次応需医療機関へ搬送する。

2. 第二次応需体制

島根大学医学部附属病院、県立中央病院、市総合医療センター、出雲市民病院として、空床利用により患者収容にあたる。

また、市内他の民間医療機関の協力を得るほか、状況により県と調整し、市外の医療機関に収容を依頼する。

第5節 医療器具、医薬品等の備蓄

市防災計画に基づき負傷者の救急処置体制として医療器具、医薬品等を備蓄する。

※ 備蓄品の詳細は、出雲市地域防災計画に記載

第6節 行方不明者の救出と遺体の取扱い

事件等の緊急事態の発生により、行方不明者や死者が多数発生し、警察・消防等関係機関における通常の体制で対応できない場合は、関係機関と協力して、次により行方不明者の救出及び遺体の取扱いを行う。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、知事の定めるところによる。

第1 行方不明者の捜索

市、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

第2 救出活動の実施

市本部長及び支所対策本部長は、行方不明者を捜索し、救出するため、迅速に必要な人員、車両、舟艇、重機等を投入し、救出活動に万全を期する。

1. 対象者

事件等の緊急事態発生のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

2. 届出の受理

(1) 支所対策本部長は、救出が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

(2) 市本部長及び支所本部長は、消防署、警察署等に職員（情報担当）を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

3. 救出活動

- (1) 行方不明者の捜索、救出活動は、関係各部局、支所、地区対策本部、分団本部、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。
- (2) 防災安全管理監は、災害救助法が適用された場合、本市の行う救出活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関等との調整を行う。

4. 後方活動

- (1) 支所本部長は、関係機関等の協力を得て、救出活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行う。
- (2) 支所本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各部局長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を要請する。
- (3) 市本部各部局長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を的確に把握し、状況に応じて所管する各種協定等に基づく協力の要請を行い、後方活動を支援する。
- (4) 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努める。

第3 遺体の収容

市は、発見された遺体の検視及び検索を行うため、警察機関、消防機関等と協議の上、予め関係機関との協議により定めた場所に収容するものとする。

第4 検視及び検案

市は、警察機関における効果的な身元確認が行えるよう協力する。

第5 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗淨、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

第6 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

第7 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

第8 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、市長がこれを行うものとする。
- (2) 市は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。
- (4) 市は、身元不明者については、共同墓地に埋葬するものとする。

第7節 関係機関等との相互連携

事件等の緊急事態が発生した場合、その規模や被害状況等から、自衛隊、警察、他の地方公共団体等の協力が必要と認められる場合は、関係法令及び相互応援協定等により、速やかに協力を要請する。

第1 自衛隊への協力要請等

1. 自衛隊に対する派遣要請

(1) 要請方法

① 島根県知事への要請

市は自衛隊法第83条による自衛隊の派遣を必要とする場合は、島根県知事に対して、次の事項を記載した文書をもって依頼をする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電信又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

② 直後通知

通信の途絶等により、島根県知事に対して自衛隊派遣要請の要求ができない場合は、最寄りの陸上自衛隊出雲駐屯地司令にその旨及び災害の状況を通知する。この場合、事後速やかに所定の手続きをとる。

③ 記載すべき要請事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する地域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

なお、上記事項のうち要請時に明らかでないものについては、判明後、速やかに行う。

④ 必要な手続き

事務局（総合調整担当）が行う。

(2) 直後通知の相手先

陸上自衛隊出雲駐屯地司令

(3) 要請を待つ暇のない場合の自衛隊出動（参考）

① 事案の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、島根県知事の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊は、自衛隊法第83条2項により要請を待つことなくその判断に基づいて出動することができる。

② 要請を待たずに出動した後に、島根県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

③ 自衛隊が要請を待たないで派遣を行う場合の判断基準

ア 関係機関に対して情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事が自衛隊の派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合で、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(4) 業務の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のような場合である。

① 被害状況の把握

車両等状況に適した手段による情報収集

② 避難の援助

避難者の救助、避難者の誘導・輸送等

③ 遭難者等の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等の搜索救助（通常他の救援活動に優先して実施）

④ 消防活動

利用可能な消防車、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関等への協力

⑤ 道路又は水路の啓開

道路又は水路等交通路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

⑥ 応急医療、救護及び防疫

被害者に対する応急医療、救護及び防疫（基本的に薬剤等は県又は市町村において準備）

⑦ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

⑧ 炊飯及び給水

被害者に対する炊飯及び給水

⑨ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府第1号）による。（ただし、譲与は県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物資の譲与を受けなければ生命自体が危険であると認められる場合に限る。）

⑩ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

⑪ 予防派遣

風水害等災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(5) 自衛隊との連絡調整

① 情報の交換

防災安全管理監は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、陸上自衛隊出雲駐屯地と緊密な情報交換を行う。

② 連絡班の派遣

防災安全管理監は、事前に必要があると認められる場合は、陸上自衛隊出雲駐屯地に対し島根県知事を経由して連絡班の派遣を要請する。

③ 連絡班事務所の設置

防災安全管理監は、連絡班の派遣に伴い状況に応じて市庁舎、又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡班事務所を設置する。

(6) 災害派遣部隊の受入れ体制

① 派遣部隊の連絡調整等

防災安全管理監は、派遣部隊の事件等の緊急事態発生地への移動や救援活動のための相互協力、必要な資材等の提供等について緊密な連絡調整に努める。

② 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

防災安全管理監は、自衛隊の救援活動が他の防災機関の救援活動を競合重複することのないよう相互に調整する。

③ 作業計画及び資材等の整備

防災安全管理監は、派遣された部隊に対して救援活動を依頼するにあたっては、必要な資材を整えるよう努める。

④ 自衛隊との連絡窓口

派遣された自衛隊との連絡窓口は、事務局（総合調整担当）とする。

⑤ 派遣部隊の受入れ

防災安全管理監は、派遣された部隊が円滑に救援活動を行えるよう宿营地、ヘリ

ポート等必要な施設を提供するよう努力する。

(7) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として市が負担する。但し、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

2. 自衛隊に対する派遣依頼

(1) 連絡先

市本部長は、事件等の緊急事態の発生状況に応じて、自衛隊法第100条などによる自衛隊の派遣を必要とする場合、次の連絡先に協力依頼する。

相手先連絡先

自衛隊島根地方連絡部

(2) 依頼事項

依頼事項、内容にあつては、事件等の緊急事態の種別により、その都度協議する。

(3) 依頼手続き

事務局（総合調整担当）が行う。

(4) その他派遣に関する調整事項については、前記 1. に準じて実施する。

第2. 島根県警察との連携

市本部は、事件等の緊急事態の発生した場合又は発生するおそれがある場合に、人命及び財産を事件等の緊急事態から保護し、社会公共の秩序を維持することが極めて重要であると認める場合、島根県警察との連携を図るとともに必要に応じて協力を要請するものとする。

1. 協力要請方法

事件等の緊急事態が発生した場合において、発生場所が市区域内に限定されるような場合は、原則として防災安全管理監から当該地域を管轄する警察署に要請する。

2. 要請事項

事件等の緊急事態の発生状況に応じて、被害者の救出、捜索、交通規制など、具体的な要請事項を示して協力要請する。

第3. 地方公共団体との連携

1. 地方自治法による連携

(1) 職員の派遣要請

市本部長は、事件等の緊急事態の事務の処理のため必要があると認める場合は、他の地方公共団体の長に職員の派遣を要請する。（地方自治法第252条の17）

(2) 職員の派遣要請手続

職員の派遣を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りでない。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2. 協定等による連携

事件等の緊急事態の緊急対策に関連する事項について、他市町村と相互応援などの協定等を締結している場合、市本部長は、必要に応じて協定等による応援を求める。

3. 応援の受入れ体制

市本部長は、応援職員、応援部隊等（以下「応援隊等」という。）の受入れのため、関係部局長及び支所長に対し、次の事項について必要な対応を指示する。

(1) 情報の提供と応援手段の協議

事件等の緊急事態の発生状況、被害状況、道路交通状況等応援を受けるに当たって必要な情報を要請先に連絡し、応援の受入方法について協議する。

(2) 応援隊等の誘導

応援を受け入れる部局長は、応援隊等の市内進入路及び集結地点を選定し、応援隊を誘導する。

(3) 応援隊等の活動

応援隊等は原則として、関係各部局長又は支所本部長の指揮下に入って活動する。

4. 法令に基づく応援要請の概要

根拠法令		応援要請の内容	連絡窓口		
			本市	相手方	
地方自治法	第252条の17	他の地方公共団体からの職員派遣の要請	防災安全管理監 市対策本部事務局	地方公共団体	
自衛隊法	第83条	派遣要請	防災安全管理監 市対策本部事務局	島根県知事 県防災危機管理課	陸上自衛隊 第13偵察対
	第100条	土木工事等の委託派遣 (防疫事業、輸送業務等)	防災安全管理監 市対策本部事務局	島根県知事 県防災危機管理課	陸上自衛隊 第13偵察対
消防組織法	第39条	市町村消防相互の応援要請	消防本部	他市町村	
	第44条	消防長長官に対する消防機関の広域応援	消防本部	島根県知事 県防災危機管理課	

第6章 避難と受入れ

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を事件等の緊急事態から守るため、次により安全かつ迅速に避難誘導等を実施する。

第1節 避難計画

事件等の緊急事態が発生した場合において、さし迫った危険から市民の生命及び身体を保護し、その他事件等の緊急事態の拡大を防止するため、避難の必要があると認める場合は、所定の法令に基づき、次により避難の勧告・指示を行う。

第1 避難の勧告・指示

1. 避難の勧告・指示の基準

避難の勧告・指示は、次のような状況が認められる場合を基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要する場合は、避難を指示する。

(1) 事件等の緊急事態により、住民、滞在者、その他の者（以下、本章において「住民等」という。）に生命の危険が及ぶと認められる場合

(2) その他、事件等の緊急事態の状況により市長等が必要と認める場合。

2. 避難の勧告・指示の実施者

避難の勧告・指示の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、現場においては市職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施するものとする。

3. 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を実施する場合は、住民等に対しできる限り次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。

内容

(1) 避難を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等）

(2) 避難の対象地域

(3) 避難先とその場所

(4) 避難経路

(5) 注意事項

4. 避難の勧告・指示の伝達

(1) 避難の勧告・指示を実施する際は、当該地域の住民等に対して、防災行政無線、緊急エリアメール、いずれも防災メール、SNS（ツイッター・フェイスブック等）、エフエムいずれも緊急放送、広報車、ハンドマイク等様々な媒体により、その内容を伝達するとともに、被災施設の管理者、責任者、自主防災組織等の協力を得て、住民等への徹底を図る。

(2) 放送機関による伝達

市長は、広域にわたって避難の勧告・指示の伝達を行う必要がある場合、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、放送機関に当該勧告・指示の内容の放送を要請するものとする。

5. 報告等

(1) 市本部長への報告

各部局長及び支所長は、現場において避難の勧告・指示を実施した場合、又は警察官、海上保安官、自衛官等が避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、必要事項を市長（市本部長）に報告する。

(2) 島根県知事への報告

市長（市本部長）は、避難の勧告・指示を実施した場合、若しくは支所本部長から避難の勧告・指示を行った旨の報告を受けた場合、又は警察官、海上保安官、自衛官等が避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、直ちに次の事項を島根県知事へ報告する。

県知事への報告事項

- ① 避難の勧告・指示の発令者
- ② 発令日時
- ③ 発令の理由
- ④ 避難対象地域
- ⑤ 避難対象世帯数及び人員数
- ⑥ 避難先

(3) 関係機関等への連絡

市長は、避難の勧告・指示を実施した場合は、警察等の関係機関に対して、その内容を通報する。

6. 避難の勧告・指示の解除

市長（災害は、避難の必要がなくなった場合は、本市が行った避難の勧告・指示を解除する。また、市長は、その旨を県知事に報告する。

第2 避難施設での受入れ

健康福祉部長又は支所長（支所本部長）は、避難施設での受入れについて、次の事項を実施する。

1. 避難の勧告・指示を行った場合の避難者の受入れは、事件等の緊急事態の状況により、住民の生命に危険が及ばない適切な施設を選定するとともに、施設管理者へ通報する。
2. 避難人員等の掌握

避難施設における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、必要事項を市長（市本部長）に報告する。

第3 避難誘導

消防部長又は支所長（支所本部長）は、避難誘導について、次の事項を実施する。

1. 消防団、警察等の関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう組織的な避難誘導に努める。
2. 避難誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど事故防止に努める。
3. 避難誘導を行う際には、要配慮者に配慮して行う。

第4 警戒区域の設定

事件等の緊急事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、所定の法令に基づき、次により警戒区域を設定する。

1. 市長等は、事件等の緊急事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、緊急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限などを実施する。
2. 警戒区域の設定に伴う措置は、支所本部及び地区対策本部等が連携し、警察等の関係機関の協力を得て実施する。

第2節 被災者の受入れ

事件等の緊急事態により現に被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、地域防災計画並びに次に記載する事項により協定宿泊施設又は学校その他の公共施設へ受入れ及び保護する。受入れ期間が長期に渡る場合等においては、市営住宅、民間賃借住宅、旅館、ホテル、空き家等の借り上げも検討する。

第1 被災者の受入れ

1. 受入対象者

受入対象者は、住家を失い、又は被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者とする。

2. 受入施設

受入施設は、協定宿泊施設あるいは学校施設又はその他の公共施設とする。

なお、学校施設を受入施設とする場合は、原則として市地域防災計画において避難場所として指定している市立小・中学校を活用する。

3. 受入割り当て

受入れに当たり、協定宿泊施設にあつては防災安全管理監、学校施設又はその他の公共施設については健康福祉部長及び支所長が、被災者の居住地域を勘案して適切な割り

当を行うものとする。

4. 受入期間

受入期間は、協定宿泊施設にあっては2日間を限度とし、学校施設又はその他の公共施設については、避難者の住宅を復旧、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。ただし、教育施設等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

第2 避難施設の維持管理・運営

財政部長、健康福祉部長及び支所長は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ寒さ対策の必要性、ゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

さらに、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭ニーズに配慮した避難場所の運営に努めることとし、関係部局に必要な協力を求めるものとする。

第3 報告等

健康福祉部長及び支所長は、受入施設の開設時期、避難世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告する。

第7章 公共施設における対策

本章でいう公共施設とは、本市が設置する社会福祉施設、病院施設、公園及び会館等不特定多数の市民等が利用する公共的施設等をいう。

これらの施設は、社会的、身体的弱者を対象とする施設又は多数の人員を収容する施設等であり、事件等の緊急事態発生時等においては、施設の置かれた状況を十分留意し、適切な対応を図ることが必要である。

本章では、これらの施設及び所管部局及び支所における事件等の緊急事態に備えた基本的な対応について定めるものとし、この計画に基づく各部局及び支所、施設及び関係機関等における具体的な諸活動は、各部局及び支所等の細部計画等によるものとする。

第1節 基本的事項

公共施設及び施設を所管する各部局並びに支所、消防本部等の関係機関は、相互に緊密な連携をとるとともに、事件等の緊急事態の発生等に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておく。

また、公共施設の特異性等を考慮し、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、指示の徹底、被害状況等の報告等、事件等の緊急事態等の発生状況に即した最も適切な対応の実施を、効果的かつ速やかに行う。

第2節 緊急活動

第1 所管部局及び支所の活動

公共施設を所管する各部局及び支所は、事件等の緊急事態に関する情報について、所管施設に伝達するとともに、施設の特異性等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

1. 所管部局及び支所

これらの施設を所管する各部局及び支所は、事件等の緊急事態に関する情報等について関係施設に伝達するとともに、施設の特異性等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

2. 支所の所管施設に被害が発生した場合の情報受伝達

支所の情報収集責任者（副支所長）は、支所の所管施設に被害が発生した場合、電話、無線、ファクシミリ等により、総務部総務班に速報する。

第2 公共施設の活動

公共施設の施設管理者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における地象、水象等の異変等に十分注意し、所管部局、関係支所等に対し、必要な連絡報告等緊密な連携に努める。

特に、社会的、身体的弱者を対象とする福祉施設等においては、事件等の緊急事態発生時における避難、誘導及び保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を定めておくとともに、事件等の緊急事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の実情に即して時機を失することなく、適切な対応を実施する。

また、緊急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管部局並びに所轄支所（支所本部）に対し報告を行い、必要な措置等の指示を受ける。

第3 関係各部局、関係機関等の活動

公共施設の存する地域の支所、所管部局を除く関係業務を所掌する部局及びその出先機関、関係機関等（所轄警察署等）は、それぞれの所掌業務に応じて、公共施設等の実情に

即した適切な対応を図る。

なお、支所（支所本部）は、事件等の緊急事態に係る被害等の支所管内における取りまとめ機関となるため、事件等の緊急事態に関する情報及び被害状況の収集に関しては、関係施設等と密接な連携を保ち正確な情報の把握に努める。

第3節 施設等が避難施設に指定された場合の対応

施設管理者は、施設等が本計画による避難施設に指定された場合、避難者の受入体制、関係機関との連携等緊急時における施設利用について、施設の所管部局又は支所と協議の上、十分な対応を図る。

第4部 事後対策

第1章 市民生活の安定

事件等の緊急事態が発生した場合、多数の市民が負傷し、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられる。市は関係機関等と相互に協力して、被害等を受けた市民の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図ることとする。

第1節 情報の提供

緊急対策の実施により、事件等の緊急事態の收拾が図られた後は、市民の安心を図るために今後の対応などの情報を、順次、市民へ情報提供する。

第2節 被害者等への支援

第1 心身の健康相談の実施

市長は、事件等の緊急事態の発生にともなう心身の健康の不安等の解消のため、必要に応じて、本庁・支所等における相談窓口の開設を指示する。

第2 臨時市・支所相談室の継続設置

総務部長及び支所長は、第3部第3章第5節に定める臨時市・支所相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに相談等で得られた有用な情報を防災安全管理監、関係部局長、支所長に提供する。

第2章 検証

事件等の緊急事態の収拾後には、関連部局・支所において必ず検証を行い、その結果を本計画や細部計画等に反映させ、危機管理の実効性を高める。このことにより、本市の事件等の緊急事態に対する機能を向上させ、対応を万全なものとする。

第1節 記録・分析

事件等の緊急事態の収拾後に、第3部第3章第3節に定める事件等の緊急事態の記録や事前対策等の意思決定、活動などの対応記録を収集、分析した後、活動結果としてまとめる。

第2節 再発防止策

事件等の緊急事態の発生原因、被害拡大要因を分析、究明し、発生原因が同様な事案や類似する事案に対して再発防止を図る目的から、早急に再発防止策を定め、その実施に努める。

第3節 計画等の見直しと改訂

各部局・支所は、活動結果、再発防止策等に基づき既存の細部計画等の見直しを実施して、必要に応じて改訂等を行う。また、その結果を本計画に反映させる。

第5部 事件等の緊急事態事案別対応計画

第1章 テロ事件対策

テロ事件が発生した際の本市の基本的な対応計画について定め、テロ事件による被害の軽減を図ることを目的とし、必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における緊急事態は、次のとおりとする。

想定する事件等

1. 爆発物によるテロ事件
2. 放射性物質に関連したテロ事件
3. 生物剤によるテロ事件
4. 化学剤によるテロ事件
5. 放火によるテロ事件等（主たる所管部局は消防本部）

第2節 事前対策

第1 情報連絡体制の整備

各部局・支所は、テロ事件発生時に迅速かつ的確な緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備するものとする。

なお、「災害時非常連絡表」を基本とする。

第2 医薬品等の備蓄

健康福祉部及び市立総合医療センターは、被害者の治療等が迅速に行えるよう、想定するテロ事件に対処する医薬品等を備蓄するものとする。

第3 資機材の整備

関係部局・支所は、テロ事件発生時において安全な応急活動を確保するため、防護服、防毒マスク等の資機材を整備するものとする。

第4 文献等の資料整備

関係部局・支所は、人的被害の予防及び拡大防止、被害者の症状に応じた治療等が迅速に行えるよう、

大量殺傷型のテロ事件に関する文献等の資料を整備するものとする。

第3節 施設の警戒

テロ事件が発生するおそれがある場合の警戒措置について定める。

第1 施設管理者等の対策

本市各部局・支所の庁舎管理者、鉄道の管理者、デパート等不特定多数の者が集まる施設の管理者は、次により施設の警戒を行う。

施設の巡回警戒

1. 職員及び警備委託機関による施設の巡回警戒の強化。
2. トイレ、ゴミ箱の点検を徹底する。
3. 特にコインロッカー、階段下、自動販売機裏などの死角に十分注意する。
4. 清掃職員等へ不審物発見時の対応を徹底する。

利用者への広報

次の事項を放送設備、広報板などで広報する。

1. 不審物を発見した際は、必ず届ける。
2. 不審物を不用意に開けたり、触れたりしない。
3. 避難路、避難口を確認しておく。
4. 避難の際は、あわてずに従業員などの指示に従う。

第2 本市各部局・支所の活動

本市各部局・支所は、次の事務分掌により、テロ事件に対する警戒活動を実施する。

総務部	① 各部局・支所への情報伝達に関する事。 ② 活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 ③ 島根県警察、自衛隊との連絡体制の確保に関する事。 ④ 多数の人が集まる場所の巡回警戒に関する事。 ⑤ 防護服、防毒衣等資機材の点検整備に関する事。 ⑥ 島根大学医学部との連絡調整に関する事。
総合政策部	① 報道機関との連絡調整に関する事。 ② 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。
総務部 経済環境部	① 不審物の発見、職員への不審物取り扱い要領の徹底に関する事。 ② ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 ③ JR・一畑電車乗客、駅利用客への広報に関する事。
財政部	① 本庁舎に警戒強化及び来庁者への注意の呼びかけに関する事。
健康福祉部 市民文化部	① 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 ② 市民利用施設における避難等の安全確保対策実施に関する事。 ③ 避難所としての受入体制の確保に関する事。 ④ 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。
上下水道局	① 水源地、浄水場、配水池等の警戒強化に関する事。 ② 不審物の発見、職員への不審物取扱いの徹底に関する事。
その他全部	① 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 ② 連絡体制の強化に関する事。

第4節 緊急対策

多数の人が集まる場所において、テロ事件が発生した場合の対応について定める。

第1 施設管理者等の対策

本市各部局・支所の庁舎管理者、鉄道の管理者、デパート等不特定多数の者が集まる施設の管理者は、緊急事態が発生した場合は、直ちに119番及び110番に通報するとともに、次の事項を実施する。

なお、本市各部局、支所の庁舎等で緊急事態が発生した場合は、併せて防災安全管理監に通報するものとする。

<通報、連絡事項>

1. 事故発生日時、場所、事故の概要
2. 被害者の人数
3. 被害者の状態
 - ・倒れている、けいれんしている
 - ・嘔吐している、鼻血を流している
 - ・せき込んでいる
 - ・その他の症状
4. 避難誘導した人数
5. その他必要な事項

<避難誘導等>

1. 危険と思われる範囲への立ち入りを制限し、利用者、職員等を安全な場所に避難誘導する。
2. 必要と認める場合は、施設の使用を禁止する。
3. 落ち着いて避難するよう放送設備等を用いて広報する。

<不審物の取扱い>

1. 不審物、液体、煙等に入れないよう放送設備等を用いて広報する。

第2 組織体制の設置基準等

(1) 事件等の緊急事態発生時の通報

各部局・支所は、テロ事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、直ちに防災安全管理監に通報する。

(2) 準備体制

名称	出雲市テロ事件対策準備体制
統括者	防災安全管理監
事務局	総務部防災安全課
組織構成	防災安全管理監が指定する部局・支所
設置基準	① 国内外の情勢から市内においてテロ事件の発生が懸念される場合 ② 前記の通報を受けた場合 ③ その他、防災安全管理監が必要と認める場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② 不審者による被害を受けるおそれがないと判明した場合

(3) 警戒本部体制

名称	出雲市テロ事件対策警戒本部 〇〇支所テロ事件対策警戒本部
警戒本部長 支所警戒本部長	副市長 支所長
事務局	総務部防災安全課、支所警戒本部長の指定する課等
組織構成	副市長及び支所長が指定する部局
設置基準	本庁 ① 市内においてテロ事件による人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ② テロ事件発生により周辺住民の避難が必要な場合 ③ その他、警戒本部長が必要と認める場合 支所 ① 警戒本部が設置された場合 ② その他、支所警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② テロ事件の発生による人的被害を受けるおそれなくなると判明した場合 ③ 警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

(4) 対策本部体制

名称	出雲市テロ事件対策本部 〇〇支所テロ事件対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	総務部防災安全課、支所本部長の指定する課等
組織構成	全部局・全支所
設置基準	本庁 ① 市内（複数支所）においてテロ事件による人的被害が発生し、被害の拡大が予想される場合 ② テロ事件発生により複数支所の周辺住民の避難が必要な場合 ③ その他、本部長が必要と認める場合 支所 ① 本部が設置された場合 ② その他、支所本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② テロ事件の発生による人的被害を受けるおそれなくなると判明した場合 ③ 本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

第3 救助・救急・避難誘導等の消防活動

テロ事件が発生した場合の消防部の応急活動は、次によるものとする。

1. 緊急事態発生の情報受理

火災や一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握するが、さらに次のような負傷者や現場の情報が伝達された場合は、テロ事件による緊急事態と想定し、態様に準じた必要消防隊等を出場させるものとする。

<判断基準>

- (1) 次のような症状を訴えている者が多数いる場合
 - ・気分が悪い
 - ・目がチカチカする
 - ・喉がいたい
- (2) 付近に有色の気体が漂っている。
- (3) 原因が分からず多くの人が倒れたりうずくまったりしている。

2. 救助、救急活動及び避難誘導

緊急事態発生時には、出雲市防災計画に準じた活動を実施するものとし、特に生物剤又は化学剤によるテロが疑われる緊急事態については、次の事項に配慮して対応する。

<救助活動>

- (1) 特殊災害時の活動環境に適した装備を用いて人命検索、救助活動を行う。
- (2) 活動範囲は、危険度の高い範囲は特殊災害対応隊、危険度の低い範囲は救助隊が担当することを基本とする。
- (3) 負傷者の救出には、簡易呼吸器を活用する。

<救急活動>

- (1) テント等を活用して仮救護所を設置し、救護機能を確保するとともに、負傷者のプライバシーを保護する。
- (2) 仮救護所は、負傷者の症状、聴取した事項などを指揮本部に伝達する。
- (3) 救出された負傷者は、トリアージを行い、程度の重い負傷者から医療機関に搬送する。
- (4) 搬送時には、救急車内の換気に注意する。

<避難誘導>

- (1) 負傷者の発見・救出場所から災害の広がり、範囲を判断して、避難を呼びかける範囲を決定する。
- (2) 避難の呼びかけは、車載マイクやハンドマイクを活用して実施するとともに、現場の警察官に協力を要請する。

3. 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約

現場指揮本部からの情報をもとに、消防部警防課で、逐次、消防活動を集約する。

<集約事項>

- (1) 覚知日時
- (2) 発生場所
- (3) 被害の程度（人的被害）
- (4) 消防活動隊（出場消防隊数、人員等）
- (5) 搬送者数、搬送先

4. 消防警戒区域の設定

消防警戒区域は、検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定するものとする。

5. 除染作業の実施

有毒物質が特定され、除染作業の実施が必要な場合は、所有又は提供された中和・消毒剤等を活用し、必要な措置を実施する。

第4 有毒物質の調査

島根県警察、その他関係機関と協力し、負傷者の治療方法を確立するため、次により有毒物質を調査する。

1. 経済環境部の対応

- (1) 現場での有毒物質の測定が可能な場合は、警察本部、総務部・消防部等の要請に基づき、県検査機関により現場の測定を実施し、必要に応じて民間の検査機関に測定を要請する。
- (2) 警察官、消防隊員等により警戒区域が設置された場合は、総務部と連携して測定する。
- (3) 検査結果は、速やかに防災安全管理監、総務部長、健康福祉部長、総合医療セ

- ンター事務局長及びその他の関係機関に通報するものとする。
- (4) 発生時以降、必要に応じて現場周辺の有毒物質測定を一定期間継続して実施し、その結果を防災安全管理監及びその他の関係機関に通報する。
 - (5) (財)日本中毒情報センター等と有毒物質の調査に関する連絡体制を確立し情報収集を行うものとする。
 - (6) 関係民間機関との協力体制を確保する。
ガス臭、異臭の場合は、本市にその状況を連絡する。

2. 健康福祉部及び医療部の対応

- (1) 患者の治療方針を早期に確立するため、経済環境部、総務部等から情報を収集するとともに、患者の症状などから文献、インターネット等を参考とし、有毒物質を推定する。
- (2) 保健所などの専門機関と連携して、原因物質特定のための検査を進める。

3. 関係支所の対応

関係する支所は、健康福祉部及び経済環境部と調整して、必要に応じて現場の調査を行う。

4. 消防部及び総務部の対応

- (1) 特殊災害対応隊及び救助隊は、検知・測定器等を活用して検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。検知活動により、危険性が判明した場合は、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。
また、有毒物質が不明な場合は、健康福祉部又は文化環境部に調査を要請する。
- (2) 健康福祉部、経済環境部及び医療部からの有毒物質に関する情報を集約するとともに、必要に応じて、島根県警察、自衛隊から情報を収集する。

第5 医療・救護活動

健康福祉部、医療部及び支所長は、次により救護活動を実施する。

1. 患者受入態勢の整備

市立総合医療センターは、次により患者を受け入れる。

- (1) 院内に対策本部を設置し、患者受入のための救急体制を整える。
- (2) 対策本部は、健康福祉部及び総合医療センター事務局との連絡体制を密にして情報収集を図り、緊急事態に即した治療方針の検討を行う。
- (3) 患者の受入にあたっては、救急外来にて初療を行い、患者の状態に即して、経過観察、入院治療、集中治療等など、治療方針に沿って的確な治療を提供する。
- (4) 多数の患者が発生した場合には、外来診察室や待合いスペース等を活用して、患者の収容に努める。また、患者受入状況によっては、健康福祉部と連携し、他の医療機関への受入協力や転送を要請する。

2. 仮設救護所の設置

- (1) 支所長は、負傷者が多数発生し、必要と認める場合は、仮設救護所を設置する。
この場合、医療救護班の派遣を健康福祉部長に要請する。
- (2) 健康福祉部長は、仮設救護所が設置され、支所長から要請があった場合は、市立総合医療センター事務局長に対して、医師、看護師等により編成する医療救護チームの派遣を要請するものとする。
- (3) 医療救護チームは、仮設救護所において、消防隊、救急隊等と連携して、トリアージ、応急医療を実施する。

3. 医療関係情報の集約

健康福祉部長、総合医療センター事務局長及び支所長は、総務部及び消防部と連携して、次の情報を集約する。

<情報事項>

- (1) 収容状況（収容先病院、患者数）
- (2) 程度別（重症、中等症、軽症）の人数
- (3) 死亡確認数
- (4) 患者に関する情報（氏名、住所等）
- (5) 治療に関する情報
- (6) 健康相談の実施

第6 健康相談の実施

1. 健康相談への対応

健康福祉部医療救護班は、関係先からの情報に基づき、健康相談に対応するとともに、症状に応じて受診を勧めるものとする。

2. 市民からの相談への対応指示

健康福祉部は、有毒物質に関する情報の専門機関への照会や文献、インターネット等で調査するとともに、経済環境部、総務部、消防部等から入手して、医療救護班長に提供するものとする。

<情報事項>

- (1) 予想される原因物質
- (2) 汚染範囲
- (3) 患者の症状
- (4) 治療可能な医療機関

第7 発生初動期の対応

市内においてテロ事件が発生した場合でも、発生初動期にあつては、テロ事件を明確に区別することは困難であるため、テロ事件と判明されるまでは、消防部及び総務部を中心に対応するものとする。

緊急対策項目は、応急活動項目を基本とする。

<具体例>

○爆発物、放火等

大規模火災対策等による対応

○不審郵便物関連

危険物等災害対策（有毒物質漏洩災害対策）による対応

○水道施設関連テロ

ライフライン等災害対策等による対応

○鉄道・バス関連テロ

鉄道災害対策、道路災害対策等による対応

第8 事務分掌及び連絡系統図

関係部局・支所事務分掌

総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 本部等の設置及び運営に関すること。 ② 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関すること。 ④ 現地への情報収集要員派遣に関すること。 ⑤ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 ⑥ 他都市、自衛隊等への応援要請に関すること。 ⑦ 救助、救急活動及び避難誘導等に関すること。 ⑧ 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約に関すること。 ⑨ ガス検知活動に関すること。 ⑩ 物質に対応した中和剤の確保、中和作業の実施に関すること。 ⑪ 消防広域応援要請に関すること。 ⑫ 島根大学医学部との連絡調整に関すること。
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関との連絡調整に関すること。 ② 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ① 本庁舎に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 ② 災害救助法の適用及び実施に関すること。 ③ 日本赤十字社、市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 ④ 医療機関における医療活動及び医療関係情報の集約に関すること。 ⑤ 患者の症状による中毒物質等の情報収集・解析・提供に関すること。 ⑥ 原因究明のための有毒物質の分析に関すること。 ⑦ 発生現場の仮設救護所への医師の派遣及び応急医療に関すること。 ⑧ 市民からの苦情、相談等対応の支援に関すること。 ⑨ 医療機関への協力依頼に関すること。 ⑩ 必要な薬品、資機材などの調達に関すること。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 ② 市民利用施設に対する避難等の安全確保対策指示に関すること。 ③ 避難所としての受入体制の確保及び関係機関との連絡調整に関すること。
経済環境部	<ul style="list-style-type: none"> ① 大気中の有毒物質の分析に関すること。 ② 有毒物質の拡散の状況に応じた対応を各局区へ要請に関すること。 ③ 環境への影響の把握に関すること。 ④ 必要な資機材などの調達に関すること。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ① 所管区域に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 ② 所管区域内における巡回警備等の保安体制強化に関すること。 ③ 海上保安庁等関係機関との情報交換及び連絡体制の確認に関すること。 ④ 港湾関係事業所等との連携に関すること。
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路管理者等との連絡調整に関すること。 ② 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関すること。 ③ 関係先との連絡調整に関すること。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設に関する被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 ② 水道施設内における巡回警備等の保安体制強化に関すること。 ③ 水道施設の復旧及び応急給水活動に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒の安全指導及び健康被害の把握に関すること。
医療部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市立総合医療センターにおける医療活動に関すること。 ② 市立総合医療センターにおける必要な薬品資機材などの調達に関すること。
支所	<ul style="list-style-type: none"> ① 支所本部等の設置及び運営に関すること。 ② 本部への情報収集要員派遣に関すること。 ③ 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 ④ 市民からの相談、苦情等の対応に関すること。 ⑤ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 ⑥ 避難誘導等に関すること。 ⑦ 市民への広報に関すること。 ⑧ 消防、警察への協力に関すること。 ⑨ 支所所管施設の利用者等の避難誘導及び職員の安全避難に関すること。
その他 テロ事件発 生施設の 所管部局	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設利用者等の避難誘導及び職員の安全避難に関すること。 ② 本部への情報連絡要員の派遣に関すること。 ③ 消防、警察への協力に関すること。

第2章 教育施設における事件対策

不審者侵入事件等が発生した場合の学校における、児童・生徒の安全確保のために必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等

1. 学校への不審者侵入対策（主たる所管は教育部）

第2節 出雲市立学校への不審者侵入対策

第1 事前対策

1. 情報連絡体制の整備

関係部局・支所は、学校施設内における児童生徒の安全確保のために、学校への不審者侵入を防止するための対策を講ずるとともに、不審者侵入発生時に迅速かつ的確な緊急活動が早期に行えるよう関係機関等との情報連絡体制を整備する。

2. 調査・研究の取り組み

関係部局・支所は、学校への不審者侵入を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、国又は島根県、警察等の関係機関と連携し、予防対策・緊急対策に必要な調査資料等の収集及び研究を行うものとする。

3. 保護者、地域及び関係機関との連携強化

(1) 各学校は、既存の安全・安心組織等を活用して、学校と保護者・地域住民とが学校防犯に関する情報・意見交換を行う場を設け、情報の共有、それぞれの活動の補完・強化を図る。

(2) 同校種の学校だけでなく、近隣の異校種の学校や幼稚園、保育所等との連携を図るなど、学校間での情報の共有、連携体制を確立する。

4. 児童生徒への指導及び教員等への研修等の実施

- (1) 児童生徒への指導

学校においては所轄警察署と連携し、日頃から不審者と遭遇した場合を想定し、児童生徒が自分の安全を確保し、仲間の身を守り、危険から回避するための指導を行う。

- (2) 教職員等への研修・訓練等の実施

「学校の防犯マニュアル」等に基づき、教職員等の教育・研修等を年間計画に基づき実施するとともに、本市または他都市において不審者侵入事件が発生した場合には、必要に応じて特別研修等を行う。

また、各学校は関係部局・支所及び機関の協力の下に防犯のための訓練を行う。

5. 市民への啓発

関係部局・支所・学校は、市民に対し、学校での児童生徒の安全確保の必要性についての啓発を図る。

6. 来校者への対応

- (1) 各学校は、来校者が必ず職員室などの受付場所に立ち寄るよう、その場所と誘導導線を表示した案内板等を通用門の見えやすい位置に設置する。
- (2) 各学校は、来校者に対しては受付時に来校者証等を配布し、着用協力を求めるとともに、確実に来校者証等を回収するなど、来校者（学校に滞在している人）の把握に努める。
- (3) 各学校は、日頃から保護者や地域、学校利用者等に対し、学校で行っている不審者対策について情報を提供し、協力・理解を得る。

7. 学校施設の安全対策

(1) 施設整備

- ① 各学校は、防犯カメラの設置や緊急時校内連絡システムの導入など、児童生徒の安全確保に必要な施設の整備に努める。
- ② 各学校は、門、門扉、塀やフェンス、外灯及び非常ベル等の施設点検を定期的に行うとともに、必要により補修を行う。

(2) 施設管理

- ① 各学校は、校種による特質や施設条件、併設施設の状況等の実情に応じた適切な安全管理に努める。特に小学校においては、校門施錠もしくは校舎玄関・昇降口等の施錠による管理を行う。校門・校舎とも施錠管理が困難な場合は、教職員による校内巡回等、それを補う管理を行う。
- ② 各学校は、倉庫、用具庫の施錠管理の徹底を図るとともに、校舎内の使用頻度の低い特別教室や会議室等の施錠及び定期的な確認を行う。

(3) 校内の巡回

- ① 教職員は、通常の行動範囲では目の届きにくいところについて、定期的に確認するなど、不審者が潜みにくいよう心がける。
- ② 休み時間や昼休みにおいては、教職員は関係する教室やその周辺で児童生徒と過ごす等、意識的に校舎内外に散らばることで巡回機能を兼ねる。
- ③ 校内や通用門の開錠から、教職員等による児童生徒の登校見守りまでの、いわゆる空白の時間の解消に努めるとともに、登校後から始業までの時間や早朝、放課後、休日の部活動等、教職員の目が届きにくい時間帯には、教職員が必要に応じて校内の巡回を行う。

8. 学校外の巡視体制の確立

通学路において、児童生徒の孤立化を防止するため、通学路での死角や目の届きにくいところは、日頃から確認に努めるほか、必要に応じて学校周辺や通学路等の巡視についても、PTAや地域の協力を得ながら実施するなど、通学路の安全対策に努める。

第2 緊急対策（不審者侵入時の対応）

1. 児童生徒の安全確保

各学校は、不審者の侵入を発見した場合は、児童生徒の安全を確保し、情報収集に努める。

また、危害を加えるおそれがある者が侵入した際には、あらかじめ想定していた場所に隔離するとともに、校長等は事前に定められた役割分担により、児童生徒の避難、侵入者への対応、警察署等関係機関への連絡を速やかに行う。

2. 関係機関への通報

不審者の情報を受けた学校は、所轄の警察署、市役所及び危機管理幹（教育委員会事務局）、防災安全管理監に速やかに連絡するとともに、学校・警察間の連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。

3. 情報連絡系統図

別に作成

4. 関係機関との連携

危機管理幹（教育部）は、警察署、島根県等関係機関との連携を図り、児童生徒の安全確保のための支援や対策を講ずるために必要な事項についての助言を得る。

5. 保護者や地域との連携

各学校は、PTAをはじめ、自治会・町内会や地域の人々に児童生徒が安心して学べる環境を整えるために必要な協力について働きかけるとともに、児童生徒の安全確保や正常な教育活動ができるよう助言を得る。

第3 組織体制の設置基準等

1. 準備体制

名称	出雲市学校不審者侵入準備体制
統括者	防災安全管理監（教育部 危機管理幹と連携）
事務局	教育部 教育政策課
組織構成	防災安全管理監が指定する部局・支所（教育部 危機管理幹と連携）
設置基準	① 地域や関係機関等から不審者に関する情報を得た場合又は近接市において学校に不審者侵入事件が発生した場合など、防災安全管理監が必要と認める場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② 不審者による被害を受けるおそれがないと判明した場合

2. 警戒本部体制

名称	出雲市学校不審者侵入警戒本部 〇〇支所学校不審者侵入警戒本部
警戒本部長	教育長
事務局	教育部 教育政策課
組織構成	教育長が指定する部局
設置基準	① 市内の学校に不審者が侵入したことを覚知した場合など、警戒本部長が必要と認める場合 ② 警戒本部長から設置の指示を受けた場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 不審者による被害を受けるおそれが無くなったと判明した場合 ③ 警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

3. 対策本部体制

名称	出雲市学校不審者侵入対策本部 〇〇支所管内学校不審者侵入対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	教育政策課
組織構成	全部局・全支所
設置基準	本庁 ① 市内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 ② その他、市本部長が必要と認める場合 支所 ① 支所管内の学校で不審者による侵入事件が発生し、多数の人的被害が発生した場合 ② 市本部長から設置の指示を受けた場合 ③ その他、支所本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 不審者の身柄拘束等被害を受けるおそれが無くなったと判明した場合 ③ 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

第4 事務分掌

総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市本部等の設置及び運営に関すること。 ② 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関すること（教育委員会事務局の事務を除く）。 ④ 現地への情報収集要員派遣に関すること。 ⑤ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 ⑥ 救急・救護活動に関すること。 ⑦ 現場仮救護所の設置に関すること。
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道機関との連絡調整に関すること。 ② 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関への協力依頼に関すること。 ② こころのケア対策に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校不審者侵入防止対策の実施に関すること。 ② 学校不審者侵入に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 ③ 学校と支所との連携に関すること。
発生支所	<ul style="list-style-type: none"> ① 支所本部等の設置及び運営に関すること。 ② 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 ③ 支所管内の市民からの相談等の対応に関すること。 ④ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 ⑤ 支所管内の市民への広報に関すること。

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各部局・支所が協力して実施するものとする。

○不審者に関連する情報の把握に関すること。

○対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関すること。

※現地本部：必要に応じ、事件の発生した当該校または直近の学校等公共施設に現地本部を設置する。

第5 事後対策

1. 児童生徒及び保護者や地域への状況説明

教育部等は児童生徒及び保護者や地域への状況説明に努めるとともに、必要に応じて保護者等への説明会を開催する。

2. 児童生徒の保護者への引渡し

教育部等は児童生徒の保護者への引渡しについては、必要に応じて保護者会等を開催し、児童生徒へのこころのケア対策や安全対策についての説明を行うとともに、保護者や地域の協力・連携について確認を行う。

3. こころのケア対策

教育部等は、学校内の状況を把握し、健康福祉部と連携及び情報共有する。

また、必要に応じて、支所及び学校に相談窓口を設置して対応する。

4. 再発防止に向けた点検等

再発防止に向け、事前対策、緊急対策、事後対策の検証を行うとともに、必要に応じて計画、マニュアル等を点検し、反映する。

第3節 出雲市内の私立学校で不審者侵入事件等が発生した場合の 対応

第1 緊急対策

1. 市立学校は、近隣の私立学校から不審者侵入等の情報を得た場合は、速やかに危機管理幹（教育部）へ連絡するとともに、予め定めた連絡網の活用等により、近隣校に連絡する。
2. 危機管理幹（教育部）は、市立学校又は島根県等の関係機関から私立学校への不審者侵入等の情報を得た場合は、速やかに近隣の市立学校及び防災安全管理監、関係部局・支所に連絡するとともに、必要に応じて出雲市学校不審者侵入警戒体制を設置する。
3. 情報連絡網
※今後作成する。

第2 組織体制の設置基準等

関係部局・支所は、私立学校で不審者侵入事件等が発生した場合は「第5部第2章 第2節 第3 2. 警戒本部体制」及び「3. 対策本部体制」並びに「第4事務分掌（教育部③を除く。）」を準用して、必要な体制を設置し、状況に応じた支援を行う。

第3章 公共交通機関における事件対策

公共交通機関における事件による、市民の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため本市として必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等

1. 市運営バスのバスジャック事件対策（主たる所管部は総合政策部・支所）
2. 民営バスのバスジャック事件対策（主たる所管部は総合政策部）

第2節 市運営バスのバスジャック事件対策

第1 事前対策

1. 情報連絡体制の整備

関係部局・支所は、バスジャック発生時に迅速かつ的確な緊急活動が早期に行えるよ

う、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

2. 調査・研究の取組

関係部局・支所は、バスジャックに対し島根県バス協会等の関係機関と連携し、予防対策・緊急対策に必要な調査資料等の収集及び研究に努める。

3. 警報装置等の整備

総合政策部及び所管支所は、バスジャック等の事件発生に際し、当該バスから速やかに確実な通報を行わせるため、バス全車両に自動通報装置や無線通信機器を整備するとともに、市民等が識別できるよう乗降中表示灯での「SOS」表示や非常点滅表示灯などの警報装置を整備する。また、被害車両の位置情報をリアルタイムで把握するため、GPS位置情報システムを整備する。

4. 事件等の対応マニュアルの策定

総合政策部及び支所は、事件等の緊急事態に対し、乗客等の安全を図るため、初動体制、情報連絡体制等を具体的に掲載した、「出雲市バスジャック対策マニュアル」を作成し、職員に周知する。

第2 緊急対策

1. 関係機関への通報

市運営バスがバスジャックされた場合は総合政策部及び支所は、情報連絡系統図に基づき関係部局・支所、警察、運輸支局及び報道担当等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

2. 総務部の対策本部の設置

市運営バスのバスジャックに対処するため、警戒本部又は対策本部の総合政策部組織として、総合政策部長を本部長とする乗合自動車緊急時対策本部を設置する。

3. 初動体制

バスジャック発生時の初動体制は、次のとおりとする。

(1) 被害車両における乗務員の行動の基本原則

- ① バスジャック発生の通報
- ② 犯人の要求に対する冷静沈着な行動
- ③ 乗客の安全確保の最優先
- ④ 安全運行の確保

(2) 被害車両以外の乗務員の役割

- ① 対向車両や先行車両で非常点滅灯の継続点灯等や異常と思われる路線外運行車両を発見した時は、直ちに支所へ通報する。
- ② バスジャック発生の情報を得た場合、当該現場付近の対向車両や先行車両の乗務員は、その状況をできる限り詳しく支所に通報する。

(3) 支所の対応

乗務員等からバスジャック発生の情報を得た時は、当該車両の位置を確認するとと

もに、直ちに所轄警察署、所轄消防署及び総務部、防災安全管理監等に通報する。
また、状況により緊急車両を出動させるなど事件の状況把握に努める。

第3 組織体制の設置基準等

1. 準備体制

名称	出雲市運営バスジャック警戒連絡体制
統括者	防災安全管理監
事務局	交通政策課（防災安全課と連携）
組織構成	防災安全管理監が指定する部局・支所
設置基準	① 市運営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 ② その他、統括者が必要と認める場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② 関係機関より予告等の事実のないことが判明した場合

2. 警戒本部体制

名称	出雲市運営バスジャック対策警戒本部 〇〇支所市運営バスジャック対策警戒本部
警戒本部長 支所警戒本部長	副市長 支所長
事務局	交通政策課、支所警戒本部長の指定する課等（防災安全課と連携）
組織構成	副市長及び支所長が指定する部局
設置基準	本庁 ① バスジャックが発生した場合 ② その他、警戒本部長が必要と認める場合 支所 ① 支所管内でバスジャックが発生した場合 ② 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③ その他、支所警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 乗務員及び乗客が全員解放された場合 ③ 警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

3. 対策本部体制

名称	出雲市運営バスジャック対策本部 〇〇支所市運営バスジャック対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	交通政策課、支所本部長の指定する課等（防災安全課と連携）
組織構成	全部局・全支所
設置基準	本庁 ① バスジャックが複数発生し、多数の人的被害が発生した場合 ② その他、市本部長が必要と認める場合 支所 ① 市本部長から、設置の指示を受けた場合 ② その他、支所本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 乗務員及び乗客が全員解放された場合 ③ 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

第4 事務分掌

総務部	① 市本部等の設置及び運営に関する事。 ② 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関する事。 ④ 現地への情報収集要員派遣に関する事。 ⑤ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関する事。
総合政策部	① 報道機関との連絡調整に関する事。 ② 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ③ バスジャックに関する実務的対策全般に関する事。 ④ 乗客の身元確認等情報収集に関する事。 ⑤ 警察、運輸支局等関係機関との連絡調整に関する事。 ⑥ 当該バス路線に関連する部局・支所との連絡調整に関する事。
健康福祉部	① 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約に関する事。 ② 医療機関への協力依頼に関する事。 ③ 発生現場における応急医療に関する支援に関する事。 ④ 救急・救護活動に関する事。 ⑤ 現場仮救護所の設置に関する事。
都市建設部	① 道路管理者等との連絡調整に関する事。 ② 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関する事。
発生支所	① 支所本部等の設置及び運営に関する事。 ② 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関する事。 ③ 支所管内市民からの相談等の対応に関する事。 ④ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。 ⑤ 避難誘導等の設定に関する事。 ⑥ 支所管内市民への広報に関する事。

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各部局・支所が協力して実施するものとする。

- 所管施設内でバスジャック事件が発生した場合、当該施設の保安に関する事。
- バスジャック事件に関連する情報の把握に関する事。
- 対策本部その他関係機関との連絡調整、部内の連絡調整に関する事。

第3節 民営バスのバスジャック事件対策

本節は、出雲市内で出雲市運営バス以外のバスジャック事件が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、市民の安全を確保するため必要な対策を定める。

第1 事前対策

(社)日本バス協会のバスジャック統一対応マニュアル等に基づき、各民営バス事業者が実情に則して定めた対策について徹底を図る。

第2 緊急対策

1. 緊急事態発生時の通報

民営バス事業者及び各部局・支所は、バスジャックの予告又はバスジャック事件と想定される緊急事態を覚知した場合は、直ちに情報連絡系統図に基づき、出雲市総合政策部交通政策課に通報する。

<通報伝達先>

出雲市総合政策部交通政策課 TEL21-2211

2. 出雲市警戒体制等の確立

交通政策課は、前記、通報を受けた場合は、関係する民間バス事業者及び関係部局・支所等に通報し、警戒体制を確立するとともに、バスジャック事件の状況等に応じて被害等を最小限に止める体制へ移行する。

3. 民営バス事業者の対策本部設置

民営バス事業者は、バスジャックに対処するため、それぞれ対策本部を設置する。

第3 初動体制

バスジャック事件発生時の初動体制は、原則として次のとおりとする。

1. 被害車両における乗務員の行動の基本原則

- (1) バスジャック発生時の通報
- (2) 乗客の安全確保を最優先する。
- (3) 運行の安全確保に最善をつくす。
- (4) 乗客及び運行の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

2. 被害車両以外の乗務員の役割

- (1) 対向車両や先行車両で非常点滅灯の継続点灯等や異常と思われる路線外運行車両を発見した時は、直ちに営業所へ通報する。
- (2) バスジャック発生時の情報を得た場合、当該現場付近の対向車両や先行車両の乗務員は、その状況をできる限り詳しく営業所に通報する。

3. 営業所の対応

乗務員等からバスジャック発生の情報を得た時は、当該車両の位置を確認するとともに、直ちに事業者本部、警察、出雲市等に通報する。また、状況により緊急車両を出動させるなど、事件の状況把握に努める。

第4 組織体制の設置基準等

1. 準備体制

名称	出雲市民営バスジャック対策連絡体制
統括者	防災安全管理監
事務局	交通政策課（防災安全課と連携）
組織構成	防災安全管理監が指定する部局・支所
設置基準	① 市内で民営バスをバスジャックする旨の予告等があった場合 ② その他、統括者が必要と認める場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② 関係機関より予告等の事実のないことが判明した場合

2. 警戒本部体制

名称	出雲市民営バスジャック対策警戒本部 〇〇支所民営バスジャック対策警戒本部
警戒本部長 支所警戒本部長	副市長 支所長
事務局	指定する課等（防災安全課と連携）
組織構成	副市長及び支所長が指定する部局
設置基準	本庁 ① バスジャックが発生した場合 ② その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ① 支所管内でバスジャックが発生した場合 ② 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③ その他、支所警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 乗務員及び乗客が全員解放された場合 ③ 警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

3. 対策本部体制

名称	出雲市民営バスジャック対策本部 〇〇支所民営バスジャック対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	交通政策課、支所本部長の指定する課等（防災安全課と連携）
組織構成	全部局・全支所
設置基準	本庁 ① バスジャックが複数発生し、多数の人的被害が発生した場合 ② その他、市本部長が必要と認める場合 支所 ① 本部長から、設置の指示を受けた場合 ② その他、支所本部長が必要と認める場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 乗務員及び乗客が全員解放された場合 ③ 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

第5 事務分掌

総務部	① 市本部等の設置及び運営に関すること。 ② 事件情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関すること。 ④ 現地への情報収集要員派遣に関すること。 ⑤ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。
総合政策部	① 市運営バス営業所等への情報伝達等に関すること。 ② 市運営バスの安全措置に関すること。 ③ 報道機関との連絡調整に関すること。 ④ 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。
健康福祉部	① 市内医療機関における事件関連患者の収容状況、病状等医療関係情報の集約に関する こと。 ② 医療機関への協力依頼に関すること。 ③ 医療救護班の派遣調整に関すること。 ④ 発生現地における応急医療に関する支援に関すること。 ⑤ 救急・救護活動に関すること。 ⑥ 現場仮救護所の設置に関すること。
都市建設部	① 道路管理者等との連絡調整に関すること。 ② 道路等の被害状況の把握、点検及び復旧に関すること。
発生支所	① 支所本部等の設置及び運営に関すること。 ② 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 ③ 支所管内市民からの相談等の対応に関すること。 ④ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 ⑤ 避難誘導等の設定に関すること。 ⑥ 支所管内市民への広報に関すること。

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については、必要に応じて各部局・支所が協力して実施するものとする。

- 所管施設内でバスジャック事件が発生した場合、当該施設の保安に関すること。
- バスジャック事件に関連する情報の把握に関すること。
- 対策本部その他関係機関との連絡調整、部内の連絡調整に関すること。

第6 本計画の対象事業者以外のバスジャック対策への準用

市内で、本計画の対象でないバス事業者のバスジャック事件が発生した場合には、本計画を準用し対応する。

第4章 感染症対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号：以下「感染症法」という。）に係る事件等の緊急事態の発生について、関係法令などの内容と本市の地域特性を考慮し、必要な対策を定める。

現時点では、感染症のうち、感染症が拡大すると多数の市民に健康被害をもたらすとされるSARS対策及び新型インフルエンザ対策を掲載している。

第1節 想定する事件等の緊急事態

想定する事件等

1. SARS 対策（主たる所管は健康福祉部）
2. 新型インフルエンザ対策（主たる所管は健康福祉部及び総務部）

第2節 SARS 対策

SARSの感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を定める。

第1 重症急性呼吸器症候群（SARS）の概要

1. 重症急性呼吸器症候群（SARS）とは
 - (1) 病名
重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome）
 - (2) 病原体
平成15年4月16日、WHOは、重症急性呼吸器症候群（SARS）の病原体を新種のコロナウイルスと特定し、「SARS コロナウイルス」とした。
 - (3) 致死率
致死率は年齢によって異なる（0～50%）が、全体では11%とされている。
 - (4) リスク因子
医療従事者（特に気管挿管等の処置時）、同居家族、高齢、男性、合併症、小児の感染はまれで、小児→小児への感染の報告はない。垂直感染（妊娠中の母→胎児への感染）の報告もない。
 - (5) 感染経路
気道分泌物の飛沫感染及び接触感染（眼・鼻・口の粘膜への直接接触）が主な経路である。空気感染を示す根拠はない。

(6) 潜伏期間

平均2～7日（最短1日～最大10日）

(7) 感染期間

症状が重い時期（肺炎極期）や急激な悪化時期の感染性が最も強く（通常第2病週）、
気道分泌物へのウイルス排出は、発症後10日目が最大で、その後減少する。

潜伏期間や無症状の時期の感染性はないか、極めて低い。

前駆期（発熱・咳嗽）の感染性は低い。

解熱後10日以降の感染性はない。

(8) 症状

38℃以上の急な発熱及び咳・呼吸困難などの呼吸器症状

胸部エックス線写真での異常陰影

頭痛、筋肉のこわばり、食欲不振、全身倦怠感、意識混濁、下痢等を伴う場合がある。

2. 情報収集

WHOなどが公表するSARSに関する情報やSARSに関する海外での発生状況、
知見の集約により、概況記載内容が変わる場合があるので、関係機関のホームページから
様々な情報を得るように努める。

第2 事前対策

1. 調査監視体制の確立

健康福祉部は、WHOなどが公表するSARSに関する情報やSARSに関する海外での発生
状況、知見の集約等を行い、必要に応じて関係部局・支所並びに関係機関へ情報提供
を行う。

2. 関係機関との連携

健康福祉部は、厚生労働省、国立感染症研究所、島根県（薬事衛生課、防災危機管理
課、出雲保健所）、医療機関、医療関係団体、他市感染症対策部門等と連絡調整を図る。

3. 医療資機材の確保

関係部局は、感染症対策に従事する職員用の防護服等の医療資機材を確保する。

4. 市民に対する広報・相談

関係部局・支所は、市民の安心を確保しパニックを防止するために、市民への情報提
供を積極的に行い、ホームページ等をはじめとした広報や相談体制、窓口の整備を実施
する。

なお、市民の感染拡大防止への協力依頼についても併せて広報していく。

第3 緊急対策

1. 関係機関への通報

市内でSARS患者が発生した場合は、健康福祉部及び総務部が国、島根県、近隣市町

村、医療機関等へ速やかに通報、連絡等を実施する。

2. 相談及び情報提供体制の整備

健康福祉部は、電話等による相談窓口開設やホームページをはじめとした広報を実施する。

なお、情報の公表は、人権に配慮しつつ、二次感染防止を最優先として実施する。

3. 患者及び接触者の支援

健康福祉部及び各支所は、出雲市重症急性呼吸器症候群（SARS）対応指針を参考に、不安の解消や保健指導を実施する。

第4 組織体制の設置基準等

1. 準備体制

名称	出雲市 SARS 対策連絡会
統括者	防災安全管理監
事務局	健康福祉部健康増進課
組織構成	防災安全管理監が指定する部局・支所
設置基準	① 海外で SARS 患者が発生した場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② WHO 等から再発懸念の状況が払拭された場合

2. 警戒本部体制

名称	出雲市 SARS 対策警戒本部 〇〇支所 SARS 対策警戒本部
警戒本部長 支所警戒本部長	副市長 支所長
事務局	防災安全課、支所警戒本部長の指定する課等
組織構成	副市長及び支所長が指定する部局
設置基準	① 国内において SARS 患者（確定例）が発生した場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② WHO 等から再発懸念の状況が払拭された場合 ③ 市警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

3. 対策本部体制

名称	出雲市 SARS 対策本部 〇〇支所 SARS 対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	防災安全課、支所本部長の指定する課等
組織構成	全部局・全支所
設置基準	① 市内において SARS 患者（確定例）が発生した場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② WHO 等から再発懸念の状況が払拭された場合 ③ 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

第5 事務分掌

総務部	① 市本部等の設置及び運営に関すること。 ② 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関すること。 ④ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。
総合政策部	① 駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 ② 報道機関との連絡調整に関すること。 ③ 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。
健康福祉部	① SARSに関する実務的対策全般に関すること。 ② SARSに関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 ③ SARSに関連した救急に関すること。 ④ 福祉施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 ⑤ 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ⑥ 市民からの相談等の対応に関すること。 ⑦ 必要な医療資機材などの調達に関すること。 ⑧ 試験検査の依頼に関すること。 ⑨ 感染症に関する法令等の運用に関すること。 ⑩ 国、島根県、他市との連絡調整に関すること。
経済環境部 農林水産部	① 市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 ② 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
上下水道局	① 下水道施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
教育部	① 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。
総合医療センター 事務局	① 総合医療センターにおける医療活動に関すること。 ② 総合医療センターにおける必要な医薬品・医療資機材などの調達に関すること。
支所	① 支所本部等の設置及び運営に関すること。 ② 関連情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 支所管内市民からの相談等の対応に関すること。 ④ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 ⑤ 関係者の健康調査及び保健指導に関すること。 ⑥ 支所管内市民への広報に関すること。

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各部局・支所が協力して実施するものとする。

- 対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。
- SARSに関連した情報の把握に関すること。
- SARSの影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。
- 所管施設のSARSに関連した運用・管理に関すること。
- 対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関すること。

第3節 新型インフルエンザ等対策

本市では、出雲市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年4月13日施行）を制定した。この条例及び別途定めた「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、新型インフルエンザの感染拡大の防止と市民等の健康被害、社会機能への影響を最小限にとどめるために必要な対策を行う。

また、高病原性鳥インフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異し、新

型インフルエンザの原因となる可能性が高いとされていることから、高病原性鳥インフルエンザ対策は新型インフルエンザ対策において一体的に実施する。

第1 新型インフルエンザの概要

1. 新型インフルエンザとは

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することによっておこる病気である。インフルエンザウイルスは、表面にある突起の形を少しずつ変異させることで、毎年違った型のウイルスによる流行を引き起こしているが、数十年に一度、大きく変異し、新型のインフルエンザが出現している。新型インフルエンザの起源は、鳥インフルエンザウイルスがトリからヒトへ感染伝播を繰り返すうちに変異を起こし、やがてヒトからヒトへ感染するようになるとされている。

新型インフルエンザが出現すると、ヒトには免疫がないことから、その度に世界的な大流行（パンデミック）が起こる可能性が高い。

なお、過去に流行したスペインインフルエンザや香港インフルエンザなどのインフルエンザウイルスは、鳥インフルエンザに由来するものであることが分かっている。

<参考：過去の新型インフルエンザ流行>

1918 年 スペインインフルエンザ

1957 年 アジアインフルエンザ

1968 年 香港インフルエンザ

1977 年 ソ連インフルエンザ

2. 新型インフルエンザの症状等

高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染例では、発熱、咳など、ヒトの一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢や結膜炎、重症の肺炎や多臓器不全などの全身症状を呈するものなど、様々な報告がある。

第2 流行規模の想定

出雲市内の流行規模については、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」において用いられた、米国疾病管理センター（CDC）の推計モデルを出雲市にあてはめ、全人口の25%が罹患すると想定した場合に、医療機関を受診する患者数は約3万7千人と推計される。

<出雲市における高病原性鳥インフルエンザ流行時の健康被害予測>

市内人口の25%が罹患すると想定した場合の患者数の推計

患者数 44,000人

入院患者数 530人～5,500人

死亡者数 170人～1,760人

スペインインフルエンザの概要

世界で2～5億人の患者と約4千万人が死亡

日本 総人口 約5,473万人

総患者数 約2,100万人

総死亡者 約39万人

これらはいくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生するかも知れない新型インフルエンザが、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明である。

第3 対策の基本方針

※対策等の詳細は別途「出雲市新型インフルエンザ対策行動計画」に定める。

1. 目的

新型インフルエンザの病原性が高く感染力が強い場合には、感染拡大による健康被害は甚大となり、保健・医療分野だけでなく社会全体に影響が及び、社会・経済の破綻が危惧される。こうした事態を生じさせないよう、新型インフルエンザ対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、県と連携し、対策を講じることを目的とする。

2. 対策の基本的考え方

新型インフルエンザが発生する前の段階では、対策についても不確定要素が大きいため、健康福祉部は、地域の実情に応じて対応策や役割分担を決めた「出雲市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下、「市行動計画」という）を策定し、随時見直しを行う。総合的な戦略とするため、具体的には以下を基本方針とする。

(1) 市、医療機関、事業者、市民のそれぞれが、新型インフルエンザに備えた準備をすることにより、対策の重層化を図る。

(2) 計画の主要6項目

- ①実施体制
- ②情報収集・提供・共有
- ③まん延防止
- ④予防接種
- ⑤医療
- ⑥市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

第4 計画の主要6項目

【1＝実施体制：2＝情報収集・提供・共有：3＝まん延防止：4＝予防接種：5＝医療：6＝市民の生活及び地域経済の安定に関する措置】

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、**防災安全課及び健康増進課**が中心となり、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、関係部局一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、県や県内事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(2) 情報収集・提供・共有

- ◆ 関係機関等からの情報収集
- ◆ 情報提供体制の確立と提供方法
- ◆ 県内各地域、関係機関、事業所等との情報共有と情報収集
- ◆ 相談窓口の設置等

市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

1) 情報提供手段の確保と提供

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

2) 発生前における市民等への情報提供（健康福祉部：教育委員会：総合政策部）

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

3) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対

策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮してわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

4) 情報提供：共有体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。

市対策本部における総合政策部（広報担当者）を中心とし、適時適切に情報を提供・共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう市対策本部（防災安全課）が総合的な調整を行う。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止

- ◆ 個人単位の感染防止対策
- ◆ 個人、地域、集団単位での感染拡大防止対策（患者隔離と接触者の管理）
- ◆ 地域感染拡大防止対策の協力
- ◆ 社会活動に関する自粛要請・助言等

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろに遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が可能な範囲内におさめることにつながる。

個人単位の感染防止対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

1) 主な感染拡大防止策について

個人単位の感染防止対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか海外で発生した際には、感染症には潜伏期間や不顕性感染があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

(4) 予防接種

◆ 予防接種の実施

1) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株

や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記載する。

② 特定接種

特定接種とは、**特措法第28条**に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

政府行動計画では、登録事業者、公務員を上記のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、

ア 医療関係者、

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

ウ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、

エ それ以外の事業者の順とすることを基本として国が決定するとされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を国が決定するとされている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

③ 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実

施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を
実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種
が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登
録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構
築を登録要件とされている

④ 住民接種

ア 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対す
る予防接種の枠組ができたことから、**緊急事態宣言が行われている場合につい
ては、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）
による予防接種を行うこととなる。**

一方、**緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3
項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。**



※**病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規
定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてワク
チン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に
提供する。**

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種
対象者について、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事
態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基
本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしてい
る。

分類	根拠等	優先順位
特定 接種	<p>○特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの。</p> <p>○政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種</p>	<p>新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順が示されている。</p> <p>①医療関係者</p> <p>②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員</p> <p>③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）</p> <p>④それ以外の事業者</p>
住民 接種	<p>●【緊急事態宣言が行われている場合】 特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種</p> <p>○【緊急事態宣言が行われていない場合】 予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種</p>	<p>以下の4つの群に分類し、状況に応じ国が接種順位等を決定。</p> <p>①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦）</p> <p>②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</p> <p>③成人・若年者</p> <p>④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）</p>

(5) 医療

1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめること、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定

(地方) 公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

2) 発生前における医療体制の整備

市は、二次医療圏等の圏域(出雲圏域)を単位とし、出雲保健所、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)を含む医療機関、薬局、消防等との連携を密にしておくことが重要である。

3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は患者の治療とともに感染拡大抑制策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を※感染症指定医療機関等に入院させることとなっている。

※感染症指定医療機関等とは一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院⇒松江赤十字病院、また、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院⇒島根県立中央病院

※一類感染症＝エボラ出血熱：コンゴ出血熱：ラッサ熱：ペスト等

※二類感染症＝結核：ジフテリア：コロナウイルス属SARSコロナウイルス等

また、国内での発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、県はサーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供することとなっている。

市は、医療の上記分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、医師会、薬剤師会等の関係機関のネットワークの構築が重要である。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

※参考 <新型インフルエンザ等対策備蓄品>本庁保管分

分類	品名	単位	数量	備考
マスク	マスク(大)	枚	641,000	N95、サージカタイプ [®] 等
	マスク(小)	枚	100,040	サージカタイプ [®]
手指消毒剤	手指消毒剤	ℓ	2,900	2,900本
体温計	体温計	本	150	非接触型赤外線体温計
防護服関係	感染防護服セット	セット	3,000	オーバーオール、ゴーグル、マスク、手袋、シューズ
	ガウン	着	500	使い捨てタイプ
	キャップ	枚	4,400	使い捨てタイプ
	ゴーグル	個	150	使い捨てタイプ
	手袋	双	2,400	使い捨てタイプ
設備関係	緊急用組立式簡易トイレ	セット	550	ダンボール製 便座、凝固剤等
	小型テント	張	10	トイレ用
	簡易仕切り	セット	7	ダンボール製

※参考 <新型インフルエンザ対策備蓄品>斐川支所保管分

分類	品名	単位	数量	備考
マスク	マスク(大)	枚	132,520	N95、サージカタイプ [®] 等
	マスクN95	枚	240	
手指消毒剤	手指消毒剤	本	150	ジェル
防護服関係	感染防護服セット	セット	48	オーバーオール、ゴーグル、マスク、手袋、シューズ
汚物処理セット	汚物処理ツールBOX	セット	30	
ビニール手袋	ビニール手袋ラテックス [®] 付	枚	900	
	Lサイズ	枚	300	
	Mサイズ	枚	200	
	Sサイズ	枚	400	

第5 組織体制の設置基準等

1. 高病原性鳥インフルエンザの鳥への感染

(1) 準備体制

名称	出雲市 鳥インフルエンザ対策連絡会
統括者	防災安全管理監
事務局	農林水産部及び総務部
組織構成	防災安全管理監が指定する部局・支所
設置基準	① 国内（島根県外）において高病原性インフルエンザのトリへの感染が確認された場合（フェーズ2B）
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② WHO 等から再発懸念の状況が払拭された場合

(2) 警戒本部体制

名称	出雲市 鳥インフルエンザ対策警戒本部 〇〇支所鳥インフルエンザ対策警戒本部
(支所) 警戒本部長	副市長 支所長
事務局	総務部、農林水産部、支所警戒本部長の指定する課等
組織構成	副市長及び支所長が指定する部局
設置基準	① 島根県内において高病原性インフルエンザのトリ（家禽）への感染が確認された場合（フェーズ2B）
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② WHO 等から再発懸念の状況が払拭された場合 ③ 市警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

(3) 対策本部体制

名称	出雲市鳥インフルエンザ対策本部 〇〇支所鳥インフルエンザ対策本部
(支所) 本部長	市長 支所長
事務局	総務部、支所本部長の指定する課等
組織構成	全部局・全支所
設置基準	① 市内において高病原性インフルエンザのトリ（家禽）への感染が確認された場合（フェーズ2B）
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② WHO 等から再発懸念の状況が払拭された場合 ③ 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

2. 新型インフルエンザ等（高病原性鳥インフルエンザ）

国行動計画の段階	市(県)行動計画の段階と体制
前段階【新型インフルエンザ等未発生期】ステージ0 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○ 関係各課連絡会議	
第1【海外発生期】ステージ1 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態 ○ 関係各課連絡会議又は国及び県が対策本部を設置した場合には以下ステージにおいて  出雲市新型インフルエンザ対策本部を設置	
【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	第2【県内未発生期】ステージ2 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、 県内 において患者が発生していない状態 出雲市新型インフルエンザ対策本部を設置
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	第3【県内発生早期】ステージ3 県内 において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 出雲市新型インフルエンザ対策本部を設置
	第4【県内感染期】ステージ4 県内 において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少 出雲市新型インフルエンザ対策本部を設置
第5【小康期】ステージ5 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態 出雲市新型インフルエンザ対策本部を設置  関係課連絡会議	

第6 事務分掌

総務部	<ul style="list-style-type: none"> ① 市本部等の設置及び運営に関する事。 ② 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関する事。 ④ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関する事。 ⑤ 非常事態宣言及び市民の社会活動の自粛要請に関する事。
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 ② 報道機関との連絡調整に関する事。 ③ 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。
財政部	<ul style="list-style-type: none"> ① 本庁舎における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザに関する実務的対策全般に関する事。 ② 新型インフルエンザに関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 新型インフルエンザに関連した救急に関する事。 ④ 福祉施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 ⑤ 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 ⑥ 要援護者に対する支援に関する事。 ⑦ 市民からの相談等の対応に関する事。 ⑧ 必要な医薬品・医療資機材などの調達に関する事。 ⑨ 試験検査に関する事。 ⑩ 感染症に関する法令等の運用に関する事。 ⑪ 国、島根県、他市との連絡調整に関する事。
経済環境部	<ul style="list-style-type: none"> ① 高病原性鳥インフルエンザ発生時の患畜等の処分に関する事。 ② 汚染物質等の収集・処理に関する事。 ③ 影響を受けた鳥関連産業への融資に関する事。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ① 高病原性鳥インフルエンザの家きん等への感染防止に関する獣医学的な実務対策全般に関する事。 ② 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 ③ 家きん等への感染防止に関する国、島根県、他市との連絡調整に関する事。 ④ 家きん等への防疫措置に必要な医薬品・医療資機材などの調達に関する事。 ⑤ 家きん等の飼養者に対する広報に関する事。 ⑥ 家きん等の相談に関する事。 ⑦ 影響を受けた農家への融資に関する事。 ⑧ 市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 ⑨ 高病原性鳥インフルエンザに関連した食品の流通に関する事。 ⑩ 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
総合医療センター事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合医療センターにおける医療活動に関する事。 ② 総合医療センターにおける必要な医薬品・医療資機材などの調達に関する事。
支所	<ul style="list-style-type: none"> ① 支所本部等の設置及び運営に関する事。 ② 関連情報の収集及び伝達に関する事。 ③ 支所管内市民からの相談等の対応に関する事。 ④ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。 ⑤ 関係者の健康調査及び保健指導に関する事。 ⑥ 支所管内市民への広報に関する事。

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各部局・支所が協力して実施するものとする。

- 対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。
- 新型インフルエンザに関連する情報の収集・提供に関する事。
- 新型インフルエンザに関連する広報・相談に関する事。
- 新型インフルエンザの影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事。

- 所管施設の新型インフルエンザに関連した運用・管理に関すること。
- 対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関すること。

第7 細部計画等

本計画の細部については、別途「出雲市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいて対応する。

【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）

○ 高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

○ パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況。

○ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずらのこと。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

○ クラスターサーベイランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。

第5章 家畜伝染病対策

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に定める疾病のうち、ヒトへの感染が疑われるものに係る事件等の緊急事態の発生について、関係法令などの内容と本市の地域特性を考慮し、必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

想定する事件等

1. 高病原性鳥インフルエンザ対策（主たる所管は農林水産部）
2. 口蹄疫対策

第2節 高病原性鳥インフルエンザ対策

高病原性鳥インフルエンザ対策については、高病原性鳥インフルエンザウイルスが新型インフルエンザウイルスに変異し、新型インフルエンザの原因となる可能性が高いとされていることから、新型インフルエンザ対策において一体的に実施する（参照：第5部第4章感染症対策第3節新型インフルエンザ対策）。

第3節 口蹄疫対策

口蹄疫対策については、出雲市家畜伝染病防疫対策本部（出雲市家畜伝染病防疫対策本部設置規程（平成22年4月1日施行））を中心に進めていく。また、蔓延の状況に応じて、全庁的対応が必要となった場合は、出雲市危機管理本部へ移行して、対策を講ずる。

第6章 食中毒対策

大規模食中毒の発生に際し、迅速かつ的確な調査を行い、その原因食品、病因物質、汚染源等を明らかにして、適切な措置を実施し、事故の拡大を防止するため必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

想定する事件等

1. 大規模食中毒対策（主たる所部管部局は健康福祉部）

第2節 事前対策

第1 食中毒予防

日ごろから健康福祉部は、支所、関係部局及び食品関係団体等と連携し、市民、食品事業者及び食品関係従事者を対象に食中毒予防のための啓発事業を行い、食中毒の発生を防止する。

第2 調査体制の整備

健康福祉部及び支所は、出雲保健所が行う調査に協力する体制を整えておく。

第3 関係機関との連携

日ごろから必要に応じて、厚生労働省、島根県、近隣自治体及び医療機関等との連絡調整及び情報交換を図る。

第4 検査体制の整備

検体の検査は出雲保健所で実施する。健康福祉部及び支所は、必要に応じ出雲保健所が行う検査にする。

第5 夜間、休庁時における体制の整備

各支所及び健康福祉部における夜間、休庁時の連絡体制及び相互の職員の応援体制を定めておく。

第3節 緊急対策

第1 初期対応

1. 探知

食中毒の発生の通報等が医師、患者等または患者以外（関係機関、事業者等）からあった場合は、同様の事故発生の有無を確認するとともに、市民への注意喚起体制を整える。

2. 感染症への対応

医療機関等からノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等の感染症もしくは疑いによる患者発生の通報等があった場合には、必要に応じて支所及び健康福祉部が協力して情報収集を行う。

第2 調査及び措置等

次の処理フローに従って調査等を進める。

※処理フロー図は今後作成

第3 関係機関への通報

市内で大規模食中毒が発生し、食中毒対策本部を設置した場合、健康福祉部は必要に応じ、厚生労働省、島根県、関係自治体、医療機関等へ通報、連絡等を行う。

第4 組織体制の設置基準等

1. 食中毒対策本部

名称	出雲市食中毒対策本部
統括者	健康福祉部長
事務局	健康福祉部
組織構成	健康福祉部長が指定する部局・支所
設置基準	① 患者の発生が広域にわたり、又は大規模食中毒に発展することが予測され場合 ② 原因食品の製造、貯蔵、販売等に関して、広域にわたる調査が必要な場合 ③ 発生状況等が特異で、措置等に一元的な対応が必要な場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② 食中毒の危険性が排除された場合

2. 特別対策本部

名称	出雲市食中毒特別対策本部 〇〇支所食中毒対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	市長及び支所長が指定する部局
組織構成	健康福祉部、総務部、総合医療センター事務局及び市本部長が指定する部局
設置基準	① 全市域にわたり死者又は重症者の発生があり、その数が拡大しており、複数の部局、支所による協力が必要な場合であって、市本部長が必要と認める場合 ② 市本部長から設置の指示を受けた場合
廃止基準	① 他の体制へ移行する場合 ② 食中毒の危険性が排除された場合 ③ 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

第5 事務分掌

総務部	① 市本部等の設置及び運営に関すること。 ② 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 ③ 各部局間の総合調整及び統制に関すること。 ④ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。
総合政策部	① 報道機関との連絡調整に関すること。 ② 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。
健康福祉部	① 食中毒に関する実務的対策全般に関すること。 ② 国・県・他市との連絡調整に関すること。 ③ 現場仮救護所の設置に関すること。 ④ 救急・救護活動に関すること。 ⑤ 現場仮救護所の設置に関すること。

総合医療センター事務局	① 総合医療センターにおける医療活動に関すること。
発生支所	① 支所本部等の設置及び運営に関すること。 ② 関連情報の収集及び伝達に関すること。 ③ 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 ④ 市民からの相談等の対応に関すること。 ⑤ 医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 ⑥ 支所管内住民への広報に関すること。

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各部局、支所が協力して実施するものとする。

- 所管施設等の食中毒の防止に関すること。
- 食中毒に関連する情報の把握に関すること。
- 対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関すること。

第6 報道機関への対応等

食中毒事故の公表は島根県が行うが、対応等について市民に周知する必要があるときは、速やかに報道機関への発表を行うと同時に、ホームページ等の広報媒体を活用して情報提供する。

第4節 事後対策

第1 処理結果の検討

食中毒事件の処理終了後に、処理経過等について検討を行い、得られた結果を以後の食中毒発生防止に活用する。

第2 予防対策

1. 市民への広報

日頃から啓発事業を実施し、食中毒予防に関する正しい知識の普及を図る。

第7章 毒物・劇物などによる健康被害対策

毒物・劇物などによる事件等の緊急事態が発生した場合に、市民への健康被害を最小限にするために必要な対策を定める。

第1節 想定する事件等の緊急事態

想定する事件等

1. 水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策

第2節 水道施設への毒物・劇物等の混入事件対策

第1 事前対策

1. 飲料水の水質検査体制

上下水道局及び斐川穴道水道企業団は、水質検査計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認する。

2. 水道施設の安全対策

上下水道局は、侵入者の防止など水道施設の安全対策として施設の巡回及び機械警備などによる安全対策を実施する。

3. 事業者への啓発

上下水道局及び斐川穴道水道企業団は、貯水槽設備の安全管理について、啓発等を行う。

4. 市民への啓発

上下水道局及び斐川穴道水道企業団は、市民に対して、飲料水に不審な点がある場合等の通報先について広報を行い、市民から通報があった場合は、直ちに水質検査及び現地調査を行なう。

5. 調査・研究の取組み

関係部局・支所は、水道施設への毒物・劇物等の混入事件に関する緊急対策・応急給水対策に必要な調査・研究に努める。

6. マニュアルの整備

上下水道局及び斐川穴道水道企業団は、事件等の緊急事態に対して「水質汚染に対する行動マニュアル」などのマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な教育・訓練を実施し、体制の確保を図る。

第2 緊急対策

1. 初動体制

(1) 関係機関への通報

水道施設への毒物・劇物等の混入事件が発生した場合、上下水道局及び斐川穴道水道企業団は緊急対策時の情報受伝達系統図に基づいて、関係機関へ速やかに通報、連絡等を実施する。

(2) 断水等の措置

飲料水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、上下水道局及び斐川穴道水道企業団は、断水等の緊急措置を行なう。

(3) 市民への通報

飲料水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、上下水道局及び斐川穴道水道企業団、関係機関は、関係地域の市民に対して、放送設備を有する車両、放送機関等により「飲料水の安全が確認されるまで水道を使用しない。」な

どの広報を行なう。

2. 応急給水体制

水道施設への毒物・劇物等の混入事件が発生し断水等の緊急措置を行なった場合は、上下水道局及び斐川宍道水道企業団内に応急給水体制を速やかに確立し、迅速な情報分析を行い必要な地域に応急給水作業を実施する。

(1) 広 報

上下水道局及び斐川宍道水道企業団、関係機関は、関係地域の市民に対して、断水措置・応急給水実施の広報を行う。

(2) 応急給水活動

応急給水にあたっては、水質検査により汚染のないことを確認後、配水池等から取水し、車両等による運搬給水を行なう。

(3) 応援要請

事件の発生状況等により、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水作業を行う。

第3 組織体制の設置基準等

1. 準備体制

名称	出雲市上下水道局水質汚染対策本部
統括者	上下水道局長
事務局	上下水道局
組織構成	上下水道局が指定する部局・支所
設置基準	① 水質汚染のおそれがあり、取水あるいは給水制限を行う可能性がある場合 ② 水質汚染の発生により、取水あるいは給水停止を含む制限を行う場合
廃止基準	① 上位体制へ移行する場合 ② 飲料水の安全が確認された場合

2. 警戒本部体制

名称	出雲市水道施設毒物・劇物等混入事件警戒本部 〇〇支所水道施設毒物・劇物等混入事件警戒本部
警戒本部長 支所警戒本部長	副市長 支所長
事務局	総務部、上下水道局、支所警戒本部長の指定する課等

組織構成	副市長及び支所長が指定する部局
設置基準	本庁 ① 飲料水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 ② その他、市警戒本部長が必要と認める場合 支所 ① 支所管内で飲料水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 ② 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 ③ その他、支所警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	市本部 ① 他の体制へ移行する場合 ② 飲料水の安全が確認され、断水措置が解除された場合 支所本部 ① 市警戒本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

3. 対策本部体制

名称	出雲市水道施設毒物・劇物等混入事件対策本部 〇〇支所水道施設毒物・劇物等混入事件対策本部
本部長 支所本部長	市長 支所長
事務局	総務部 支所本部長の指定する課等
組織構成	全部局・全支所
設置基準	市本部 ① 飲料水を起因とする市民の健康被害が複数支所管内で発生した場合 ② その他、市本部長が必要と認める場合 支所本部 ① 市本部長から設置の指示を受けた場合 ② その他、支所本部長が必要と認める場合
廃止基準	市本部 ① 他の体制へ移行する場合 ② 飲料水の安全が確認され、断水措置が解除された場合 支所本部 ① 市本部体制が廃止又は他の体制へ移行した場合

※斐川穴道水道企業団は別途定める

第4 事務分掌

総務部	① 本部等の設置及び運営に関すること。 ② 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 ③ 各部局支所間の総合調整及び統制に関すること。 ④ 現地への情報収集要員派遣に関すること。 ⑤ 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 ⑦ 大規模断水における緊急対策（警備体制等）に関すること。
総合政策部	① 市民への広報に関すること。 ② 報道機関との連絡調整に関すること。 ③ 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。
健康福祉部	① 医療機関との連絡調整に関すること。 ② 救急・救護活動に関すること。
経済環境部	① 事件等により発生した水質汚濁等の拡大防止に関すること。 ② 環境測定に関すること。 ③ 平常時における有害物質等の取り扱い施設等に係る資料提供に関すること。

上下水道局	① 水道施設への毒物・劇物等の混入事件の防止対策に関する事 ② 飲料水汚染物質に関する実務対策全般に関する事 ③ 飲料水汚染物質に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事 ④ 広報、応急給水及び応急復旧作業に関する事 ⑤ 協力協定機関への応援要請に関する事
教育委員会	① 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事
総合医療センター事務局	① 総合医療センターにおける医療活動に関する事
発生支所	① 支所本部等の設置及び運営に関する事 ② 関連情報の収集及び伝達に関する事 ③ 支所管内住民からの相談等の対応に関する事 ④ 支所管内医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事 ⑤ 支所管内住民への広報に関する事

上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各部局・支所が協力して実施するものとする。

- 対策本部と連携した水道施設への毒物・劇物等の混入事件の防止対策の実施に関する事
- 水道施設への毒物・劇物等の混入事件に関連する情報の把握に関する事
- 水道施設への毒物・劇物等の混入事件の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事
- 所管施設の水道施設への毒物・劇物等の混入事件の防止に関連した運用・管理に関する事
- 対策本部その他関係機関との連絡調整・部局内の連絡調整に関する事

第8章 危険動物・有害昆虫などの対策

危険動物（野生動物以外のもの）等が市内で逸走した場合に、市民の生命、身体、及び財産の安全を確保することを目的として、必要な対策を定める。

なお、本章での危険動物とは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項に定める特定動物をいう。

第1節 想定する事件等の緊急事態

事件等の緊急事態の種別は次のとおりとする。

想定する事件等

1. 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

第2節 民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件対策

民間事業者・個人所有の危険動物逸走事件が発生した場合に、市民の安全を確保するため、必要な対策を定める（例：民間事業者又はサーカスの猛獣が市中へ逃げ出したという

ような状態を想定)。

なお、この節での危険動物とは、法第26条第1項に定める特定動物をいう。

第1 対策

法第26条第1項に定める特定動物(以下「危険動物」という。)に関しては、出雲保健所が飼養許可業務を行い、飼養者に対しては危険動物の逸走防止に関する啓発を実施し、危険動物逸走事件が発生した場合には、市民の安全を確保するため、県の要請に応じて対応する。

第9章 その他の対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

本章における事件等の緊急事態は次のとおりとする。

想定する事件等

1. 大規模広域断水対策(主たる所管部局は水道局及び斐川穴道水道企業団)
2. 大規模広域停電対策(主たる所管部局は総務部)
3. 環境汚染対策(主たる所管部局は経済環境部)
4. 航空災害対策(出雲空港管理事務所)

出雲空港管理事務所等との間で航空災害が発生した場合の連絡体制等について協議するとともに、県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

上記事件等の対策については、その都度防災安全管理監が指示し、関係部局が連携協力して対策にあたる。